

Ⅲ． 調査測量設計編

Ⅲ. 調査測量設計編

Ⅲ－ 1	調査測量設計共通事項	Ⅲ－ 1
	(1) 通則	Ⅲ－ 1
	(2) 設計積算の考え方	Ⅲ－ 3
	(3) 基本構想決定までの検討・協議	Ⅲ－ 3
	(4) 注文書作成上の留意事項	Ⅲ－ 7
	(5) 所要歩掛りの積算	Ⅲ－ 7
	(6) 諸経費について	Ⅲ－ 7
	(7) 設計変更の積算	Ⅲ－ 8
	(8) その他	Ⅲ－ 9
	(9) 調査・測量・設計に関する通知文等	Ⅲ－ 10
	(10) 積算書の数値処理	Ⅲ－ 11
Ⅲ－ 2	調査業務における留意事項を示されたい	Ⅲ－ 14
Ⅲ－ 3	路線構造物土質調査の実施例について示されたい	Ⅲ－ 15
Ⅲ－ 4	設計業務における留意事項を示されたい	Ⅲ－ 25
Ⅲ－ 5	工種が複数ある場合における難易度補正の方法について示されたい	Ⅲ－ 25
Ⅲ－ 6	測量設計業務の注文書等(例)について示されたい	Ⅲ－ 26
Ⅲ－ 7	地質調査業務の注文書等(例)について示されたい	Ⅲ－ 34
Ⅲ－ 8	用地調査業務の価格積算基準等について	Ⅲ－ 38
Ⅲ－ 9	用地調査業務の積算書の数値処理について	Ⅲ－ 47
Ⅲ－ 10	用地調査業務の積算に際しての数量の算出について	Ⅲ－ 48
Ⅲ－ 11	建物等移転料算定の算出について示されたい	Ⅲ－ 56
Ⅲ－ 12	工損調査等業務費の算出について示されたい	Ⅲ－ 57
Ⅲ－ 13	用地調査業務の注文書等(例)について示されたい	Ⅲ－ 58
Ⅲ－ 14	換地を伴う土地改良事業の確定測量業務の 経費算定基準について	Ⅲ－ 72
Ⅲ－ 15	確定測量業務の注文書等(例)について示されたい	Ⅲ－ 81

III. 調査測量設計編

III-1

調査測量設計共通事項

(1) 通 則

1-1 宮城県における県営土地改良事業に係る地質土質調査、測量、設計業務等（以下「調査測量測量設計業務」という）を委託により実施する場合には、この要領を適用するものとする。

1-2 技術者の職種区分

「技術者基準日額」に示す技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。

(1)地質、土質調査業務技術者

技術者の職種	職 種 区 分 定 義
地質調査技師	高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等。
主任地質調査員	高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者。
地質調査員	ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者。

(2)測量業務技術者

技術者の職種	職 種 区 分 定 義
測量上級主任技師	測量士でかつ技術士（総合技術監理部門・応用理学部門・情報工学部門・建設部門）又はこれと同等の能力を有する技術者で、特に高度な業務の計画、解析並びに技術管理等の責任者又は指導的技術者。
測量主任技師	測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で、測量技師等を指揮、指導する者。
測量技師	測量士で測量上級主任技師又は測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
測量技師補	上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
測量助手	測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
測量補助員	測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
操縦士	測量用写真の撮影に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
整備士	一等又は二等航空整備士の免許保有者で、測量用写真の撮影に使用する航空機の整備を担当する者。
撮影士	測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影を実施する者。
撮影助手	撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影の補助業務を担当する者。
測量船操縦士	水面（海面及び内水面）における、測量船舶の操船その他の作業を担当する者。

(3)設計業務等技術者

技術者の職種	職種区分定義
主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> 先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導、統括する能力を有する技術者。 工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
技師長	<ul style="list-style-type: none"> 複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
主任技師	<ul style="list-style-type: none"> 定型業務に精通し、部下を指導して複数の業務を担当する。 また、非定型業務を指導し、最重要部分を担当する。
技師 A	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な定型業務に精通するとともに、高度な定型業務を複数担当する。 また、上司の指導のもとに、非定型的な業務を担当する。
技師 B	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な定型業務を複数担当する。 また、上司の包括的指示のもとに、高度な定型業務を担当する。
技師 C	<ul style="list-style-type: none"> 上司の包括的指示のもとに、一般的な定型業務を担当する。 また、上司の指導のもとに、高度な定型業務を担当する。
技術員	<ul style="list-style-type: none"> 上司の指導のもとに、一般的な定型業務の一部を担当する。 また、補助員を指導して、基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

定型業務	<ul style="list-style-type: none"> 調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務 参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務 設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく左右されない業務
非定型業務	<ul style="list-style-type: none"> 調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務 比較検討のウェイトが高く、かつ新技術又は高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務 文化性、芸術性が特に重視される業務 先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務 委員会運営や関係機関との調整等を要する業務 計画から設計まで一貫した業務

(2) 設計積算の考え方

調査及び測量設計の積算は、種々の面で、工事費積算の場合と、その内容、性格が異なり、積算者の創意工夫、技術的判断が十分に発揮される分野である。しかも、事業の目的にそって如何に効果的、経済的な工事を立案するかのものであり、当業務の積算者に課せられた任務は大きい。

また、調査測量設計の積算者にとって、積算に意図したものを、受注者に如何に具体化させるかが問題であり、外内業を通じてその確認を適格に行うことが大切である。したがって、積算者は基本方針のもとで、成果品と積算内容の対応を正しく認識し、常に注文事項とその範囲を留意して適切な積算を行わなければならない。

(3) 基本構想決定までの検討・協議

3-1 計画設計、全体設計等既存資料の検討

計画設計、全体設計について、設計の基本となる諸元がどの程度のレベルで調査、検討されているか、内容を把握すると共に経年的変化と併せ検討を行い、実態とあわないもの、資料不足で、疑問があるものなどの洗出し、補足調査を必要とするもの等、検討事項を整理する。

検討を要す主たるものを挙げると下記のとおりである。

- 1) . 検討を行う場合、当該実施区域だけでなく、最小限水系単位で行い、他水系と関連するときは併せて検討を行う。
- 2) . 基準水準点の調整はされているか。
各諸元（用水取水水位、排水吐出口河川水位、工事施工の水準点等）に示されている標高が同一水準点により調整されているか検討する。これは、量水標零位と、国土地理院BMと合わなかったり、基幹工事である国営BMと、当該計画とが合わないといった例が多いので注意する。
- 3) . 河川水位、流量の変動はないか。
用水関係では、砂、砂利の採取により河床変動を起し、濁水位が低下していないか。また、濁水量はどうか、最近の河川資料で検討する。排水関係では、上流にダムを設置、又は、河川改修計画の変更により、河川計画水位、又は、基準年の河川外水位及び水位持続時間が変わっていないか、検討する。
- 4) . 水源流量の不足、挿秧期間についてはどうか。
還元水利用、地下水利用計画地区は特に注意する必要がある、挿秧期間と併せ地域営農を考慮し、可能な限り、実態に合った全体の水収支になっているかを再検討する。この際、還元利用計画のあるものは、還元地点の決定には、十分な調査を行い処理すると共に、地下水利用計画のあるものは、水質、付近への影響等の問題があるので可能性を最初に調査検討し、全体的な見通しを立ててから実施する。
- 5) . 計画用排水計画が実態に合っているか。
圃場整備等により、区画の配置が変わったり、付近の開発等により流出機構が変わっているものはないかを現地確認し、実態と合わない場合は、用排水系統を再検討し、適正な流量配分を行い、これに基づいた実施をする必要がある。
- 6) . 水路の路線計画に於て、附帯構造物ロスが適正に見込まれているか。
機場揚水位決定、又は、自然取水水位決定に当っては、路線全体の構造物ロスを適確に見込まないと、不経済な断面になったり、末端二段揚水機設置の問題が起るので、最初に施設調査を行い、見通しを立てて実施する必要がある。また、排水についても、基準田面との関係を、再確認する必要がある。
- 7) . 不足資料の洗出し
計画設計、全体設計時点で、調査検討した資料に基づき、前述項目について洗出しを行い、再調査・補足調査の必要とするものを整理する。

3-2 関連事業との調整協議

関連する事業について全体計画・年度別実施計画を聴取し、当該工事との実施方針の調整を行ない、実施についての協定書または覚書を作成する。

協議調整の主たるものを挙げると下記の通りである。

- 1) . 関連事業全体計画・年度別実施計画の把握
関連事業の事業目的と、当該事業の直接関連する部分を把握し、当該事業との問題を整理する。
- 2) . 関連事業との問題点についての調整協議
用地、施工境、施工方法、施工時期について、関係機関と協議し、実施に当り問題が起こらないよう調整する。

3-3 関係法令の拘束による他省庁協議

各事業別に定められている「実施要綱」等、並びに「河川法関係」「道路法関係」「公衆電気通信法関係」「鉄道関係規程」「測量法関係」「文化財保護法関係」「農地局通達」「農振法」「都市計画法」等法令により定められている事項に関連する工事については、関係他省庁と協議し、許可、又は、協議成立の範囲内で設計方針を定めなければならない。

協議の主たるものを挙げると下記の通りである。この種の協議・許可を受けるものには、相当の時間を要するので、実施前年度に協議を行なわなければならない。

- 1) . 事業実施要綱等に適合しているか。
各事業別に定められている「実施要綱」「実施要綱の運用」「実施要綱の運用の取扱い」「実施要綱の解説」等を参照し、補助事業として、「実施可能な範囲」を把握・確認し、地元要望との調整や設計の方針を定める必要がある。
- 2) . 河川法関係による協議申請の必要性はどうか。
「河川法」「河川法施行令」「河川法施行規則」「河川管理施設等構造令」等。
 - ア. 河川工作物を新築又は改築する場合
工作物の新築等の許可（河川法第26条、規則第15条）と、土地の占用許可（河川法第24条、規則第12条）を取る必要がある。
 - イ. 河川保全区域内で土地の形状変更及び工作物を新築又は改築する場合
河川保全区域に於ける行為の制限に該当する土地の形状変更（河川法第55条、規則第30条で規則第16条準用）、工作物を新築又は改築（河川法第55条、規則第30条で規則第15条準用）について許可を受ける必要がある。
 - ウ. 河川管理者以外の者が河川を改修する場合
河川管理者以外の者の施行する工事等（河川法第20条）に該当し、許可を受ける必要がある。
 - エ. 河川構造物に対する制限
河川管理施設等構造令により、構造物の設計を行う必要がある。
- 3) . 道路法関係による協議申請の必要性はどうか。
「道路法」「道路法施行令」「道路構造令」等。
 - ア. 道路に工作物・物件または施設を設け、継続して道路を使用する場合
道路占用の許可（道路法第32条、施行令第7条）、占用物件の構造（道路法施行令第14条）、工事实施の方法（道路法施行令第15条）、道路復旧の方法（道路法施行令第17条）に該当し、許可を受ける必要がある。
 - イ. 道路に関する工事のため交通の禁止又は制限をする場合
通行の禁止又は制限（道路法第46条）に該当し許可を受ける必要がある。

- ウ．道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合
道路管理者以外の者の行う工事（道路法第24条）に該当し、許可を受ける必要がある。
- エ．道路関係工事に対する制限
道路構造令に基づき、或は、準じた設計を行う必要がある。
- 4) ．公衆電気通信法関係による協議申請の必要性はどうか。
「公衆電気通信法」「土地等の使用及びその補償に関する事務処理規程」「ほ場整備事業等に伴うN T Tの路線移転の取扱いについて」
- ア．N T Tの路線を移転する場合
路線の移転等（公衆電気通信法第97条）、移転費用負担額の減額または免除（土地等の使用及びその補償等に関する事務処理規程第76条）に該当し、ほ場整備事業等に伴うN T Tの路線移転の取扱いについて（農地局通達）により、移設工事費の内、地元負担分が免除される。
- イ．東北電力（株）の路線を移転する場合
東北電力（株）と東北農政局の協定通達により、N T Tの路線移転と同様、移設工事費の内、地元負担分が免除される。
- 5) ．鉄道関係規程に基づく協議の必要性があるか。
「部外関連工事等管理規程」「対外工事等処理基準規程」「部外関連工事等経理基準規程」等
- ア．鉄道踏切りの移設・統合・拡幅等の工事を実施するする場合
上記規程に基づき関係機関と協議を行い、設計方針、或は、委託内容等を定める必要がある。
- 6) ．測量法関係に基づく協議の必要性があるか。
ア．測量標の移転の請求（測量法第24条、第25条）に該当し、国土交通省国土地理院と協議、測量標移転申請を行う必要がある。
- 7) ．文化財保護法に基づく協議の必要性があるか。
「文化財保護法」「文化財保護法施行令」「文化財保護法の一部改正に関する覚書」等
- ア．事業施行前に文化財包蔵地であることが判明している場合
国の機関等行う発掘に関する特例（文化財保護法第57条の3）に該当し、当該発掘に係る事業計画の策定にあたっては、予め、県教育委員会（文化財保護課）を經由し、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
- イ．事業施行中に埋蔵文化財が発見された場合
国の機関等の遺跡の発見に関する特例（文化財保護法第57条の6）に該当し文化財保護課を經由し、文化庁長官に通知しなければならない。
- ウ．前ア及びイ項については、文化庁長官（文化財保護課）と協議し事業実施の可能性を明確にした上で、設計方針を定める必要がある。

3-4 補償物件の把握と可能性の検討

工事実施に伴って起こる施設・物件等の補償については、事前にその内容を把握し、可能な限り現施設等を生かすよう配慮すると共に、工事施工方法についても付近に与える影響を充分検討の上、設計方針を定めなければならない。

調査を必要とする主たるものを挙げると下記の通りである。

- 1) ．上水道・ガス・下水道等・地下埋設物の実態と工事の検討
市役所・町村役場で調査し、埋設位置・埋設深等を確認し、当該工事との関連を検討し設計方針を定める必要がある。

- 2) . 鉄塔・鉄柱・電柱の移設についての検討
鉄塔等になると、移転が困難な場合、又は、移転に多額の費用を要する場合は有るので、区画整理の場合等は、区画の組み替えを検討する等の処置が必要である。移転が必要であれば、移転時期についての協議をし、工事実施の可能性を検討しなければならない。
- 3) . 隧道工事・ウエルポイント施工に伴う地下水変動による影響調査
隧道工事・ウエルポイントの施工を必要とする工事では、井戸の枯渇或は家屋沈下が予想されるので、検討に必要な調査、及び、万一補償問題が起こった場合の現況調査を行う必要がある。
- 4) . 杭・矢板打込・振動による影響調査
宅地周辺での工事では、3) 同様検討に必要な調査を行い、無理な工法を取らないよう検討する必要がある。
- 5) . 工事の実施に伴う付近への影響調査
工事の実施に伴い生ずる問題（例えば、用水路改修による宅地周辺の排水阻害）を検討するに必要な調査を行い、その対策を検討する必要がある。
- 6) . 工事の実施に伴う橋梁等補償施設の調査
宅地周辺の個人橋梁の架替を必要とする場合は、補償協定を結ぶ基礎資料として、現況施設を把握する。

3-5 土地改良区・市町村等受益団体との協議

基本的に定めてある全体事業の進め方を基本とし、当該年度の実施方針について協議する。この場合、受益団体では「その地域のほ場条件について最も詳しいのは、直接農業を営んでいる農家である」、「改良後の施設を利用するのも農家である」との認識を持っており、農家の意向をよく聞き取り、協議に際し、要望事項として提示させるよう指導すると共に、県側では、農家の要望事項を分析し、その要旨を確認し、これに技術的検討を加え、設計に盛り込むものとし、必要な補足調査、及び、検討事項を整理する。

主たる協議事項は次項の通りである。

- 1) . 事業全体の進め方について、基本事項を受益団体の執行部と打合せ、実施方針を決定する。基本事項としては、「工事の実施順序」「単年度で実施する工事の整備水準」「補完工事の実施ローテーション」等がある。
- 2) . 年度別実施計画の打合せに於ては、事業全体の進め方を基本とし、年度区分した事による問題点を中心に予想される予算規模の中で、地元要望を取り入れ、効果的な実施方針について協議する。
- 3) . 用地買収、或は、補償を伴う場合は、受益団体の協力なしには買収業務を円滑に進めることは困難なので、事前に受益団体執行部と密接な打合せを行い、予定ルートに問題があれば、その解決方法を協議し、実施の可能性を確認し、実施ルートを公表しなければならない。
- 4) . 地元との打合せ、或は、説明に当っては、単年度で実施不可能なものは出来ないと明言し、過大な期待を持たせないよう注意すると共に、単年度で効果が出ないものについては、経年的に補完工事を実施することを明確にし、工事の実施に、不安、或は、不信感を与えないよう、留意する必要がある。

(4) 注文書作成上の留意事項

調査・測量・設計の発注にあたっては、その業務の特異性を正しく認識して、事業の目的・計画内容を把握し、注文すべき基本事項とくい違いが生じないように、注文書を作成しなければならない。また、仕様書には、作業範囲・方法・管理・成果品等を明確にし、特別に解説を加えなくても作業がスムーズに進めることができる程度の内容を備えるべきである。

(5) 所要歩掛りの積算

調査・測量・設計の各歩掛りを標準とし実情を懸案して適切な歩掛りを計上するものとする。

(6) 諸経費について

6-1 一括発注の場合

調査・解析・測量・設計の内の2以上の業務を一括発注する場合でも、諸経費の調整は行わず、各々の改めた価格を合計して算出する。

測量業務と地質土質調査業務を一括発注の場合の調査等価格の算出例を下記に示す。

(測量業務)

直接測量費 (A)

諸経費 (D) = (A) × P1

(P1 : 測量業務における (A) に対する諸経費率)

(地質土質調査業務)

純調査費 (B)

諸経費 (E) = (B) × P2

(P2 : 地質土質調査業務における (B) に対する諸経費率)

調査等設計額 = (A) + (B) + (D) + (E)

6-2 随意契約の場合

関連既契約業務と随意契約する場合の諸経費算出例を下記に示す。

(既契約分)

直接測量費 (A) 1,000,000円

諸経費 (B) 804,000円 ((A) × 8.04%)

(随意契約分)

随契直接測量費 (C) 500,000円

随契諸経費の計算

(対象額) (A) + (C) = 1,500,000円

(諸経費) {(A) + (C)} × 0.764 - (B) = 342,000円

(対象額に対する諸経費率 : 7.64%)

(参考) 随意契約分測量作業設計額

(C) + 342,000 = 842,000円

(7) 設計変更の積算

7-1 設計変更の積算は、通常の前積と同じ方法で行うが、変更委託代金の算出は宮城県建設工事執行規則取扱要綱に準じて下記の式により算出する。

$$\text{変更委託代金} = \text{変更委託対象設計額} \times \text{当初契約金額} / \text{当初委託対象設計額}$$

7-2 随意契約合算処理した設計書の変更について

1) . 既契約業務についての変更

関連業務（随契業務）は変更しない。

2) . 関連業務（随契業務）のみの変更

当初随契合算処理に用いた既契約業務と当初随契業務との関係で積算する。

ア. 同種業務の場合

(既契約分)

直接測量費 (A) 1,000,000円

諸経費 (B) 804,000円 ((A) × 0.804)

(随意契約分)

随契直接測量費 (C) 500,000円

随契諸経費の計算

(対象額) (A) + (C) = 1,500,000円

(諸経費) (D) = { (A) + (C) } × 0.764 - (B) = 342,000円
(対象額に対する諸経費率：76.4%)

故に、随意契約分測量作業設計額

$$(E) = (C) + 342,000 = 842,000円$$

ここで、随意契約分に変更が生じて

随契直接測量費 (C') = 550,000円となれば、

(対象額) (A) + (C') = 1,550,000円

(諸経費) (D') = { (A) + (C') } × 0.761 - (B)
= 375,550円

故に、変更設計額 (E') は

$$(E') = (C') + (D') = 925,550円$$

また、変更委託代金額は、上記7-1により算定する。

イ. 異種業務の場合

(前項6-1参照)

ウ. 既契約業務と関連業務（随契業務）共に変更の場合

最初に既契約業務の変更を行い、その結果をもとに関連業務の変更を行う。

(8) その他

8-1 直接人件費

- 1) . 設計業務において、技術経費率の標準値を超えて、シンクタンク等に委託する場合等にあつては、必要に応じて『主任技術者』を計上できる。
- 2) . 本業務に使用する労務者は原則として普通作業員とするが、現場条件により職種を変更できるものとする。
- 3) . 『図工』に係る費用は、直接人件費に計上することとする。相当する職種のランクは測量助手クラスと考えている。
- 4) . 『ボーリング工』の単価は地質調査員を適用し、旅費は助手相当を計上する。ボーリング工は地質調査員に読み替える。

8-2 機械損料

『土地改良事業等機械損料算定表』に基づき積算するものを除き、別途通知する『測量機械損料等算定表』による。

8-3 旅費・交通費

旅費及び交通費の算定に当たっては、「設計業務等の価格積算基準等の留意事項」の「調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領」（農村振興局整備部長通知）に準ずるものとするが、「5-1 積算上の基地」については、下記を適用するものとする。

なお、「5-6 日当、宿泊費単価」については、消費税込の単価であるので留意すること。（消費税の含まない単価については、労務資材単価表（農業農村整備事業等）業務宿泊費を参照のこと。）

8-4 積算上の基地

旅費交通費の積算に当たっては、特別な場合を除き、原則として各合同庁舎所在地を基点とする。ただし、これによることが、著しく不合理と考えられる場合は、別途積算することができる。

所在地	基点	住所
各合同庁舎	大河原合同庁舎	柴田郡大河原町字南129-1
	仙台合同庁舎	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
	大崎合同庁舎	大崎市古川旭4丁目1-1
	栗原合同庁舎	栗原市築館藤木5-1
	登米合同庁舎	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
	石巻合同庁舎	石巻市石巻市あゆみ野五丁目7番地
	気仙沼合同庁舎	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6

(9) 調査・測量・設計に関する各種取扱い

- 1) 農業農村整備事業等測量作業規程について
 - 「宮城県農業農村整備事業等測量作業規程」
 - 「宮城県農業農村整備事業等測量作業読替規程」

- 2) 宮城県農業農村整備事業建設関連業務の共通仕様書について
 - 「土質・調査業務共通仕様書」
 - 「測量業務共通仕様書」
 - 「設計業務共通仕様書」
 - 「用地調査等共通仕様書」

適用期日については、宮城県農林水産部農村振興課ホームページを参照
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin>

(10). 積算書の数値処理
 (地質・調査業務、測量業務、設計業務)

1. 地質、調査業務

(1) 調査業務費		円止まり
(2) 調査業務価格	1,000円未満切り捨て	1,000円止まり
(3) 消費税相当額		円止まり
(4) 一般調査業務費	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
(5) 一般管理費等(業務管理費、諸経費)	1,000円未満切り捨て	1,000円止まり
(6) 解析等調査業務費	1,000円未満切り捨て	1,000円止まり
(7) 直接調査費(各明細)	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
明細の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
金額欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
(8) 直接調査費(各単価)		円止まり
単価の内訳	小数点以下1位四捨五入	
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
金額欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
(9) 間接調査費(各明細)	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
明細の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
金額欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
(10) 間接調査費(各単価)	小数点以下1位四捨五入	円止まり
単価の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
金額欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	

2. 測量業務

(1) 測量業務費		円止まり
(2) 測量業務価格	1,000円未満切り捨て	1,000円止まり
(3) 消費税相当額		円止まり
(4) 測量作業費	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
(5) 測量調査費	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
(6) 諸経費(間接測量費、一般管理費等)	1,000円未満切り捨て	1,000円止まり
(7) 直接測量費(各明細)	1,000未満四捨五入	1,000円止まり
明細の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
金額欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
(8) 直接測量費(各単価)	小数点以下1位四捨五入	円止まり
単価の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
金額欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	

3. 設計業務

(1) 設計業務費		円止まり
(2) 設計業務価格	1,000円未満切り捨て	1,000円止まり
(3) 消費税相当額		円止まり
(4) 業務原価(直接原価、間接原価)	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
(5) 一般管理費等等	1,000円未満切り捨て	1,000円止まり
(6) 直接人件費(各明細)	1,000未満四捨五入	1,000円止まり
明細の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
金額欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	

(7)直接人件費(各単価)	小数点以下1位四捨五入	円止まり
単価の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
金額欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
(8)直接経費(各明細)	1,000未満四捨五入	1,000円止まり
明細の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
金額欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
(9)直接経費(各単価)	小数点以下1位四捨五入	円止まり
単価の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	
金額欄	小数点以下1位四捨五入円止まり	

4. 業務の施工単価条件表における数値処理

名 称	単位止め	備 考
一 般 労 務	0.12	小数点以下第3位を四捨五入し、第2位止まりとする。
運 転 労 務	0.12	小数点以下第3位を四捨五入し、第2位止まりとする。
機 械 経 費 (日)	0.12	小数点以下第3位を四捨五入し、第2位止まりとする。
燃 料 (日)	0.12	小数点以下第3位を四捨五入し、第2位止まりとする。
一 般 資 材	×. ×××	有効数字の4位を四捨五入し、第3桁とする。
補正值・係数	×. ××	小数点以下第3位を四捨五入し、第2位止まりとする。
距 離	0.1	小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止まりとする。
雑品・雑器材・諸経費	×. ×××	小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止まりとする。

1-1 調査の手順

土質調査を有効適確に進めるためには、調査の段階を下記のように3段階に区分して実施することが望ましい。すなわち、各調査段階で得られたデータによって『設計の基本構想』の可能性を検討し、その結果、更に詳細なデータを必要とする場合は、次の調査段階に移行する。

1) . 予備調査 (その1)

既存資料の収集、又は、現地調査による土質の全体的観察と把握

2) . 予備調査 (その2)

土質の概略(土質断面・硬軟等)を把握するため必要に応じてサウンディング・ボーリング・各種物理探査を実施する。

3) . 実施調査

予備調査(その2)によって確認された土質概況が基本構想で想定されていた上部構造に対して問題がある場合は、更に精密な調査を実施する。

1-2 調査の留意事項

1) . 調査目的の確認

土質調査を実施するにあたって想定される上部構造物の種類・規模・重要性または施工法に応じ、土質のどのような要素をどの程度の精度で把握する必要があるかを確認する。

2) . 土質調査の発注

発注に当たり、発注者は、その調査がどの段階の調査であるかを認識すること、また、予備調査と実施調査を同時に発注する場合には、必ず予備調査を先行させ、その結果によっては当初発注した実施調査を変更する心構えが必要である。

3) . 調査方法と項目

予備調査(その2)、実施調査を実施するに当たっては、調査目的を十分に理解し目的にかなった調査方法を選定して上部構造物の設計に必要なデータを得るように努めなければならない。

- 1 想定される上部構造物 (Fig-1)
- 2 設計構想
 - イ 杭基礎、盛土直接基礎のいずれか。
 - ロ 道路と交叉する地点はサイホンとする。
- 3 調査の手順
 - イ 予備調査 (その1)

既往資料の調査及び現地調査の段階で路線は全線にわたり厚さ30m程度の沖積土層の上にあることが判明した。
 - ロ 予備調査 (その2)

路線全体の土層断面図を作成するため次の要領で予備調査を実施した。

 - a 調査深度 30m
 - b 調査頻度 5孔 (道路交叉地点)
 - c 調査方法 標準貫入試験 ($\phi 66\text{m/m}$ ボーリング孔利用)
 - d 標準試験間隔 原則として1.0m間隔
 - ハ 予備調査から判定できた事項
 - a 土層断面図 (Fig-2)
 - b 深さ方向の強度変化
 - c 支持層の深さ
 - d 軟弱層の範囲 (圧密計算の対象とすべき土層の厚さ)
 - e N値、及びN値から推定される粘土地盤の一軸圧縮強さ (粘着力) の範囲、破壊に対する許容支持力、砂地盤の相対密度、内部摩擦角の範囲
 - ニ 予備調査の結論

支持層が比較的深く支持杭で上部構造を支持させる方法は、多額の工事費を要するので直接基礎の可能性について詳細に調査する必要がある。
 - ホ 実施調査
 - a 実施調査における検討事項

圧密沈下、基礎地盤の破壊 (スベリ) の有無の2点について検討する。この検討に必要な土質常数を決定するため土質資料を採取し、各種室内試験を実施する。
 - b 資料採取深さ、及び数量
 - (イ) 資料深さ

すべり関係の試験資料は、盛土高とほぼ等しい深さまで、圧密関係は上載荷重による地中鉛直応力の影響する深さまでとし全般的に $N < 5$ の土層をその対象とする。
 - (ロ) 数量

各構成土層より最少限1本採取とし、Fig-2のとおり採取した。
 - c 採取方法

$\phi 86\text{m/m}$ ボーリング孔利用によるシンウォールサンプリング

FIG-1

用水路 L = 3,000m
道路5ヶ所と交叉

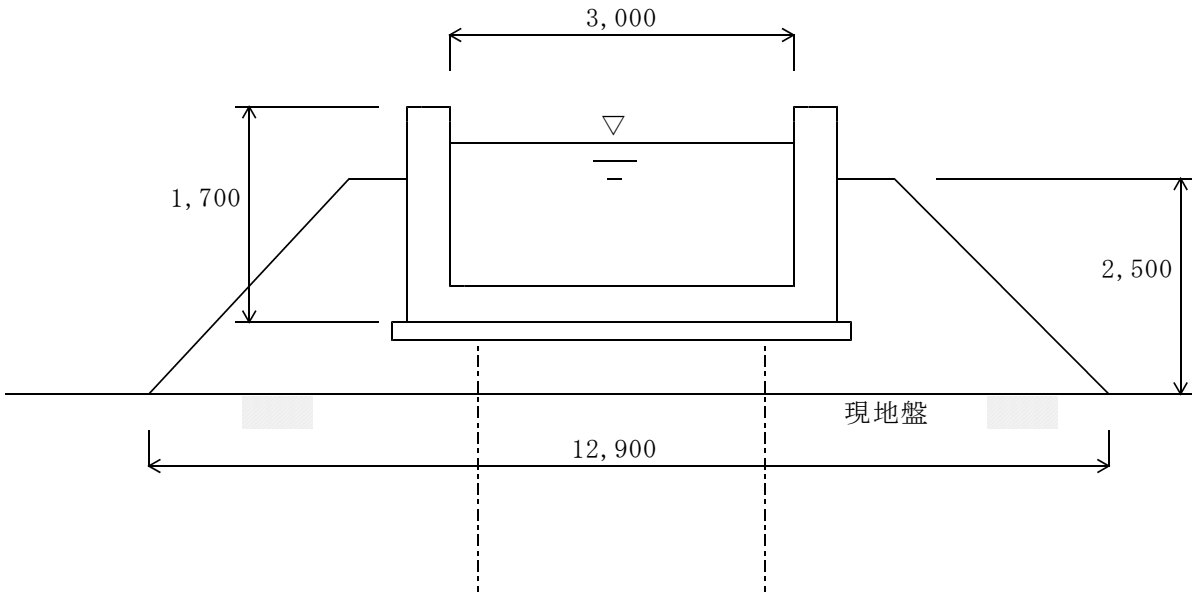
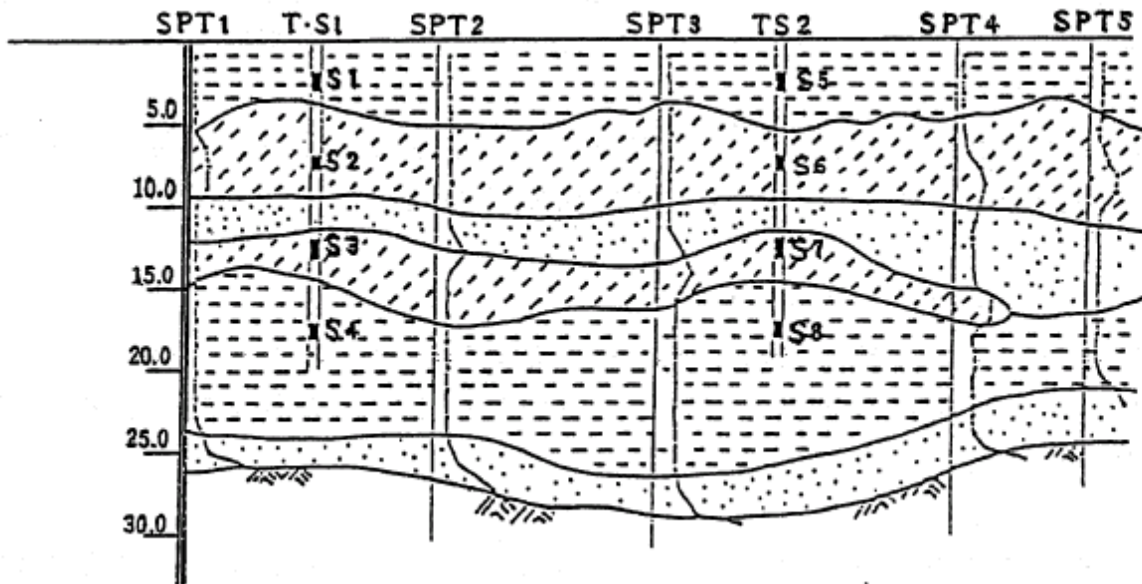


FIG-2



へ 土質試験

試料番号	物理試験	一軸圧縮	圧密試験	記 事
S 1	○	○	○	物理試験項目の内訳 1 計算に必要な土質常数の 決定試験 単位体積重量試験 2 データチェックのため必 要な試験 比重、含水量、粒度、 液性、塑性限界試験
S 2	○	○	○	
S 3	○	—	○	
S 4	○	—	○	
S 5	○	○	○	
S 6	○	○	○	
S 7	○	—	○	
S 8	○	—	○	

ト 原位置試験

予備調査の段階で標準貫入試験が完了しており、盛土工事サイフォン工事施工のための原位置試験はない。

チ 実施調査の結論

4 盛土用土の選定（土取場の選定）

立地条件の良好な数ヶ所の土取場の土について次の要領により、各種試験を実施して、最も力学的に条件のよい盛土用土を選定した。

イ 資料採取

同一地層より最低3資料をテストピット、又はオーガーボーリングにより採取。

上 部 層 1 ケ
中 " " "
下 " " "
計 3 ケ

ロ 適正判別分類試験

盛土用土としての適正を概略分類するため次の通り物理試験を行った。

- a 土粒子の比重試験
- b 粒 度 " "
- c 液性限界 " "
- d 塑性限界 " "

ハ 力学試験

ロ) の試験の結果、盛土用土として適正のある試料について自然含水量を測定し、突固め試験を実施することによって最良の試料を選定した。

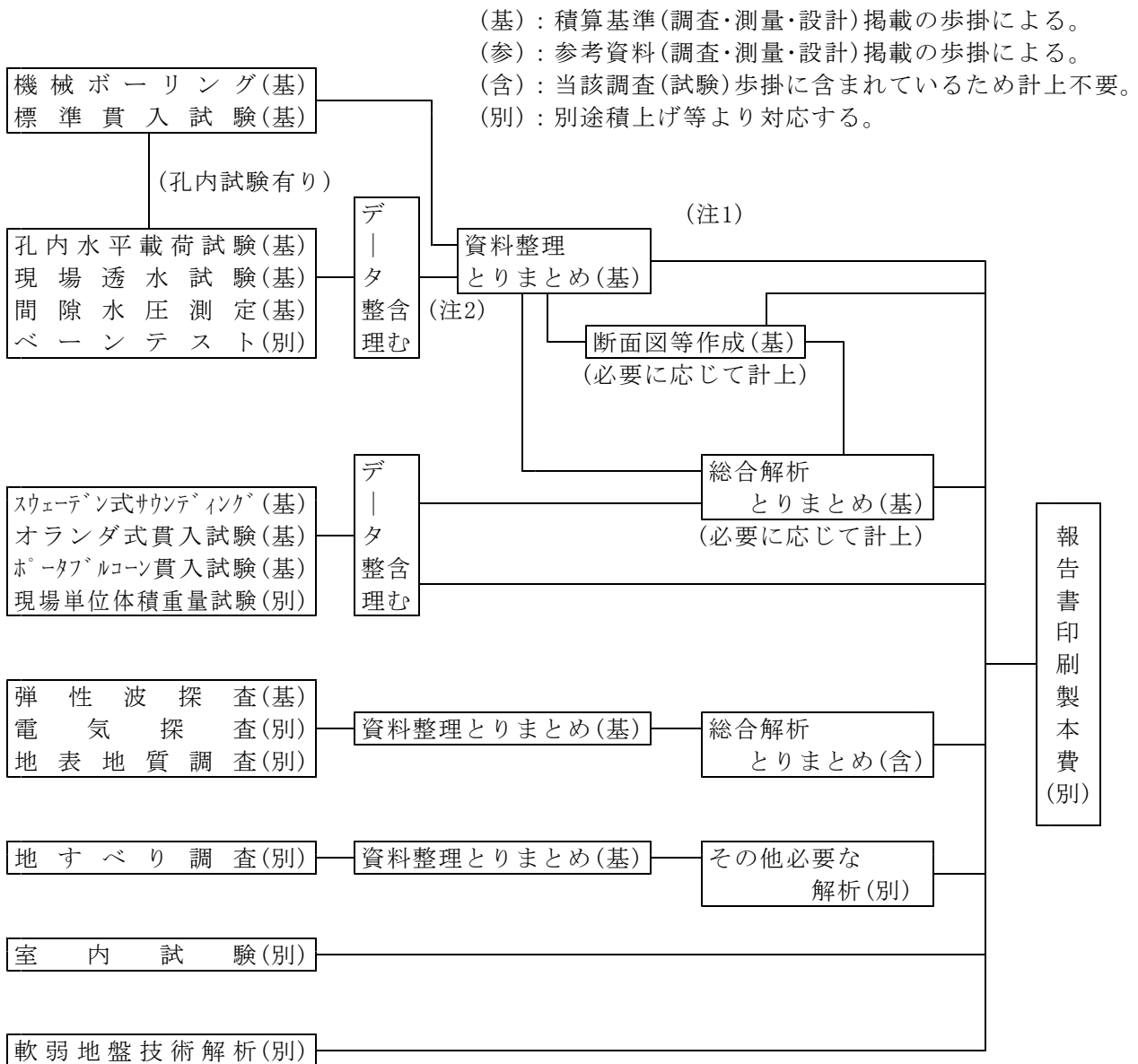
ニ 盛土設計条件の検討

自然含水量突固め試験結果を参考にして施工上可能な点まで試料の含水量調整を行い、この試料について

- a 直接せん断試験
 - b 単位体積重量 "
 - c 含水量 " "
- の試験を行った。

[参考-1] 地質調査歩掛計上項目

地質調査の積算にあたっては、原則として下記のフローを参考とし必要な業務を計上するものとする。



- 注 1. 構造物の地質(基礎)確認を目的とする調査等の場合等。
 2. 歩掛にデータ整理を含むが、ボーリング調査を伴うことが一般的であるため「資料整理とりまとめ」を計上することとしている。

[参考-2] 土質調査の基礎知識(調査業務を行うにあたって)

現場で行う原位置土質調査及び土のサンプルを採取して行う室内土質試験とがある。個々の土質調査、土質試験がどんな目的で行われ、また調査・試験からどのような情報(測定値)が得られるかを以下に簡単に示す。

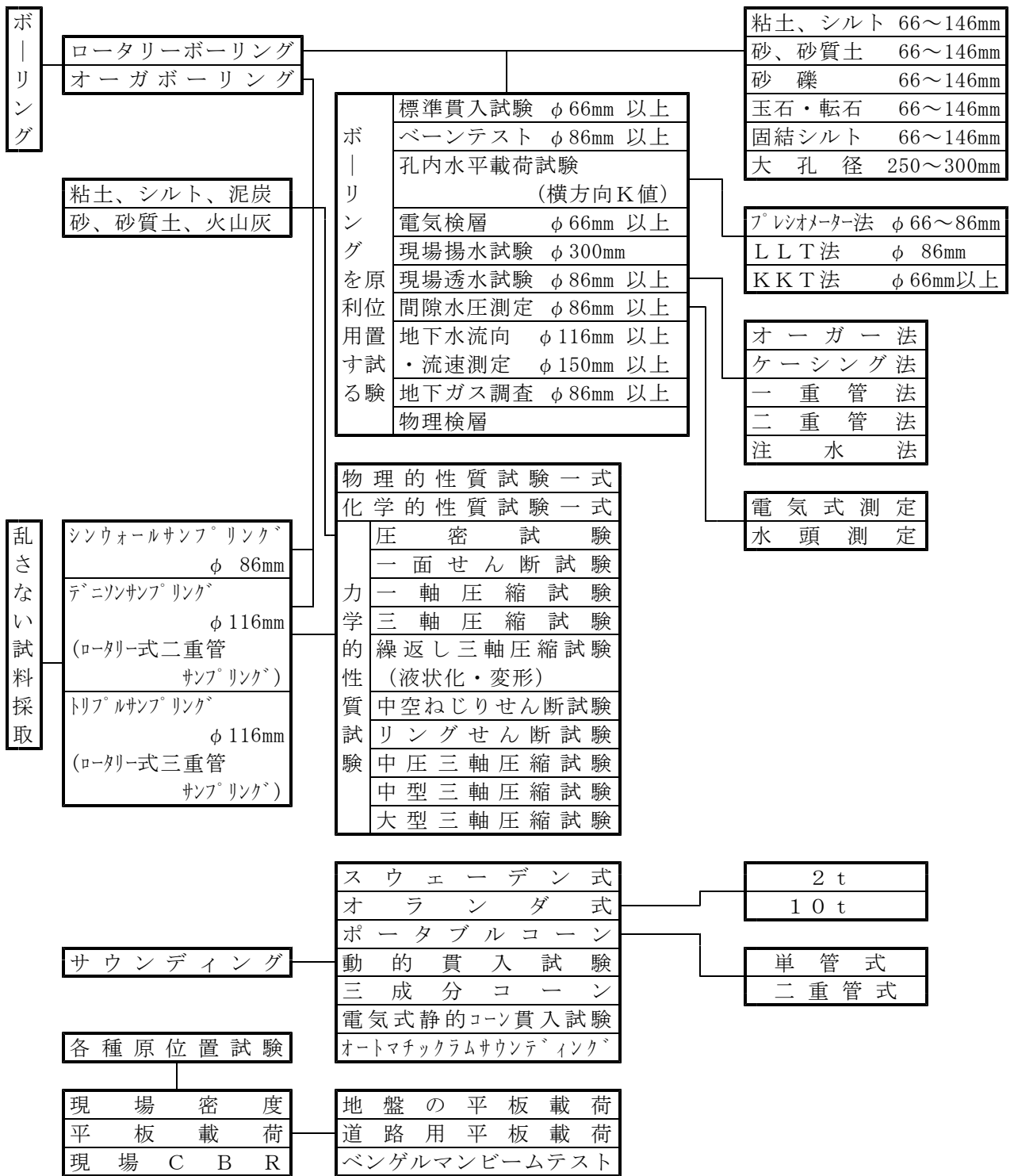
表1 土質調査

調査項目	主な調査方法	目的、測定値など
物理探査	弾性波探査	概略の土層構成
ボーリング	ロータリーボーリング (機械ボーリング)	土層構成、サンプリング、N値測定
サウンディング	標準貫入試験 静的コーン貫入試験 スウェーデン式サウンディング	土層構成、N値(e) 土層構成、qc(粘性土) 土層構成、Nsw(砂質土)
サンプリング	固定式ピストン式サンプリング	乱さない資料採取(N値4以下粘性土)
地下水調査	揚水試験	地下水位(圧)、透水係数
載荷試験	平板載荷試験	K値、地耐力
圧力・変位の測定	各種の測定機器	土圧、間隙水圧、沈下量
施工管理試験	土の単位体積重量試験	土の締固め度

表2 土質試験

	名 称	求められる情報(測定値)	目的、利用
物理 試験	粘度試験	粒径加積曲線、平均粒径、均等係数	土の基本的性質を把握し設計施工の基礎資料とする。
	比重試験	比重(Gs)	
	含水量試験	含水比(%)	
	液性限界試験	液性限界wL(%)	
	塑性限界試験	塑性限界wP(%) 塑性指数	
	単位体積重量試験	(密度試験) 密度 ρ_t (g/cm ²)	
静的 力学 試験	一軸圧縮試験	粘着力(kgf/cm ²) (一軸圧縮強度(kgf/cm ²)) (変形係数(kgf/cm ²)) (鋭敏比)	土留・締切に使用する土圧、盛土および基礎地盤の支持力、安定などの計算
	三軸圧縮試験	内部摩擦角(度) 粘着力(kgf/cm ²) (強度増加係数) (間隙水圧係数)	同上
	直接せん断係数	粘着力(kgf/cm ²) 内部摩擦角(度)	同上
	圧密試験	圧密係数(cm ² /sec) 圧縮指数 圧密降伏応力(kgf/cm ²) 体積圧縮係数(kgf/cm ²) 一次圧密比 (透水係数(cm/sec))	基礎地盤の沈下量、沈下速度などの計算
	締固め試験	最大乾燥密度(g/cm ²) 最適含水比(%)	盛土の施工管理
	CBR試験	CBR(%)	アスファルト舗装厚の算定など
	透水試験	透水係数(cm/sec)	盛土・山留からの透水量の計算など

[参考-3] 土質調査相互関連図



[参考－４] 土及び岩の分類

土の分類表

区 分	土質分類法	土質分類による分類
粘 質 土	細粒土Fm	VL, VH1, VH2, OL, OH, OV, CH, CL, ML, MH
砂・砂質土	砂S及び礫質砂SG	SF, SF-G, SFG
	細粒分混じり砂SF	S, S-G, S-F, S-FG, SG, SG-F
礫・礫質土	細粒分混じり礫GF	GF, GF-S, GFS
	礫G及び砂礫GS	G, G-S, G-F, G-FS, GS, GS-F
玉石混り土砂	粒径が7.5cm以上の玉石が含まれる土砂	粒径が7.5cm以上の玉石が含まれる土砂

上表の土質分類法による分類は、日本統一土質分類法（細分類）による。

岩の分類表

区 分		分 類 の 定 義	地山弾性波速度 (km/sec)	備 考
軟 岩	軟岩Ⅰ	第3紀の岩石で固結の程度が良好なもの、風化が相当進み多少変色を伴い、軽い打撃で容易に割れるもの	(A)0.7以上～1.2未満 (B)1.0以上～1.8未満	
	軟岩Ⅱ	凝灰質で堅く固結しているもの。風化が目に沿って相当進んでいるもの。亀裂間隔が10～30cm程度で軽い打撃により離しうる程度	(A)1.2～1.9 (B)1.8～2.8	
硬 岩	中硬岩	石灰岩、多孔質安山岩のように特に密でなくても相当の硬さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30～50cm程度の亀裂を有するもの。	(A)1.9～2.9 (B)2.8～4.1	
	硬岩Ⅰ	花崗岩、結晶片岩などで全く変化していないもの。亀裂間隔が1m以内で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。	(A)2.9～4.2 (B)4.1以上	
	硬岩Ⅱ	けい岩、角石など石英質に富む岩質、最も硬いもの、風化しておらず新鮮な状態にあるもの。亀裂が少なくよく密着しているもの。	(A)4.2以上	

(A) グループに属する岩：片麻岩、砂質片岩、緑色片岩、珪岩、角岩、石灰岩、砂岩、輝緑凝灰岩、礫岩、花崗岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、じゃ紋岩、流紋岩、ひん岩、安山岩、玄武岩

(B) グループに属する岩：黒色片岩、緑色片岩、千枚岩、粘板岩、輝緑凝灰岩、頁岩、泥岩、凝灰岩、集塊岩

[参考-5] 項目別計上一覧

各調査項目に伴う標準的な間接調査項目を次表に示すが、これによりがたい場合は、別途考慮するものとする。

一般調査業務費計上一覧

項目	直接調査項目	間 接 調 査 項 目	
		準 備 費	仮 設, 運 搬 等 間 接 調 査 費
物理 深 査	弾性波探査 (発破法)	①調査打合わせ、現場下見 ②調査実施計画立案 ③機械器具準備 ④用地交渉、諸手続き ⑤地点測量 ⑥埋設物調査 ⑦跡片付け	①機械器具運搬(ライトバン) ②現場内小運搬 ③保安設備(道路、鉄道、家屋等保安物件がある場合) ④発破孔埋戻し ⑤火薬類取扱所、火工所設置撤去
サ 及 ウ ビ ン 原 デ 位 イ 置 ン 試 グ 験	間隙水圧測定	①機械の準備 ②ボーリング工程との調整 ③測定器の調整及び検定	①機械器具運搬(ライトバン) ②現場内小運搬 ③排水路の設置 ④夜間照明及び安全設備 ⑤調査孔閉塞

解析等調査業務費は、一般調査業務費による資料に基づき解析、分析等を行うもので、調査項目により適宜計上する。

[参考-6] 調査項目と検討項目の関係

調査手法	検討項目	設 計							施 工				
		支持層の決定	先端支持力	周面摩擦力	負の周面摩擦力	水平抵抗	砂の液状化	圧密沈下	測方移動	土圧	施工法の決定	施工機械の選定	仮設計画立案
ボーリング	調査項目 地質区分、地下水位 地質断面図	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
サウンディング	標準管入試験	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	動的管入試験	○	○				○						○
	静的管入試験	○		○	○				○	○			○
室内土質試験	物理試験		○			○	○	○	○				
	力学試験		○	○	○	○	○	○	○				○
	圧密試験			○	○				○				
	動的試験					○	○						
孔内水平載荷試験	変形係数 水平方向地盤反力係数 降伏圧					○				○			
地下水調査	水位測定			○			○	○	○	○	○	○	○
	現場透水試験 (砂質土)			○	○			○		○	○	○	
	間げき水圧測定				○			○			○		
物理探査	P S 検層					○	○						
	電気検層	比抵抗の深度分布									○	○	

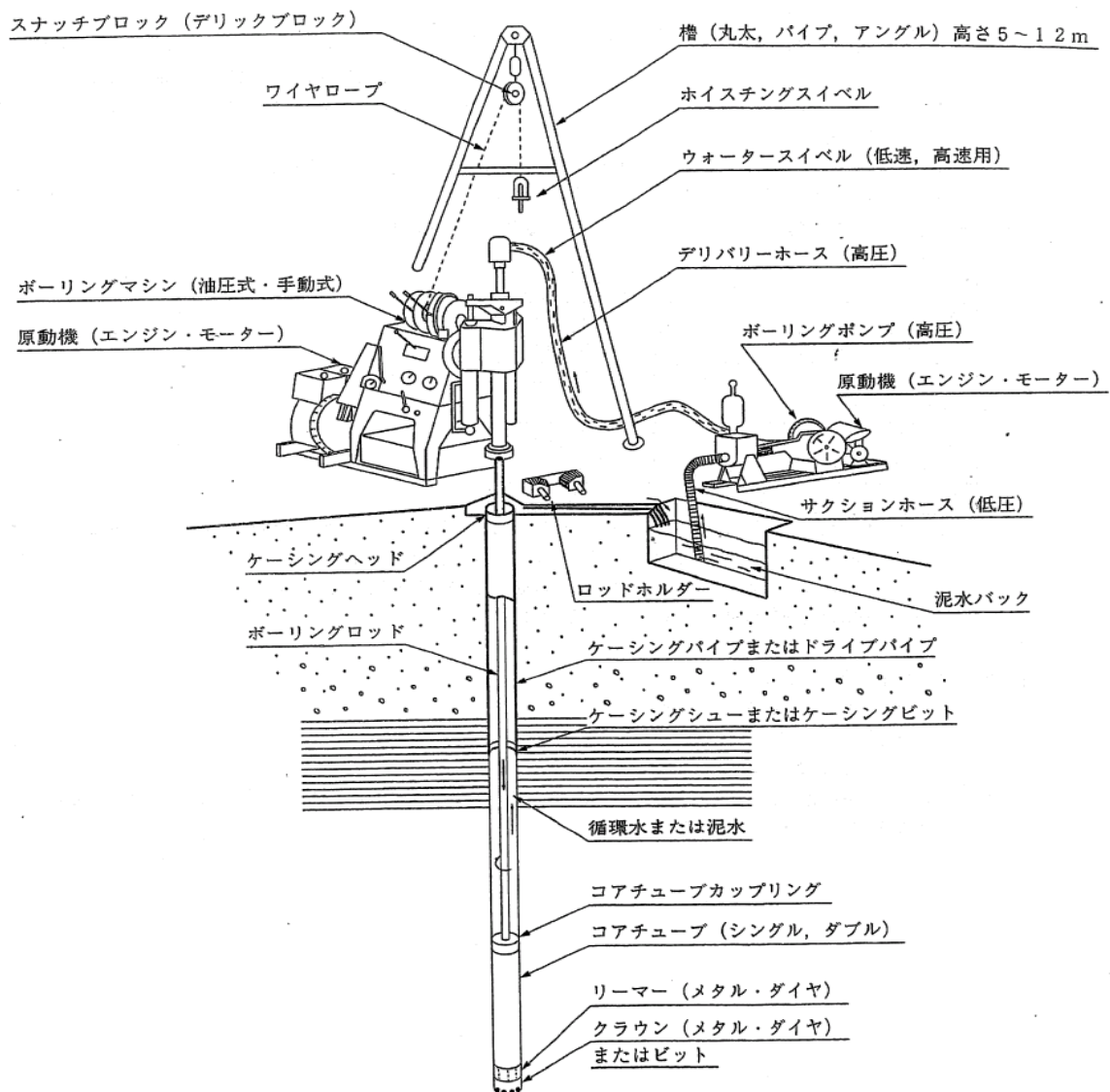
[参考-7] 機材及び足場材料等の標準重量

ボーリング機材 (平坦地足場を含む)

区 分	標準重量
土質ボーリング	1,300kg
岩盤ボーリング	1,900kg

1. 標準重量には、ボーリングマシン、ボーリングポンプ、ボーリング檣、ロッド・コアチューブ、ケーシング、セメント・ベントナイト、標本箱、各種工具等を含む。
2. 土質ボーリングで「玉石混り土砂」が予想される場合は、岩盤ボーリングの標準重量を用いる。
3. 岩盤ボーリングで深度が100mを超える場合は、別途考慮する。
4. 標準重量には、平坦地足場の重量を含む。

[参考-9] ボーリング設備概略図



Ⅲ-4

設計業務における留意事項を示されたい。

設計業務を委託するに当っては、下記のこと留意するものとする。

- 1) ． 委託設計書作成に当って
 - イ． 事業目的・計画内容を理解すること。
 - ロ． 現場条件を把握すること。
 - ハ． 設計に必要な資料を整理すること。
- ニ． 他官庁協議・地元の意見・補償物件等の調査をとりまとめること。
- ホ． 各設計工種・作業内訳表を把握し、設計範囲を明確にすること。
- ヘ． 本工事期間を検討し、適切な作業時期・作業期間を設定すること。
- 2) ． 打合せに当って
 - イ． 受託者との連絡を密にし、手戻りのないようにすること。
- 3) ． 検収に当って
 - イ． 注文書・打合せ簿・作業内訳表等によって、成果品をチェックすること。

Ⅲ-5

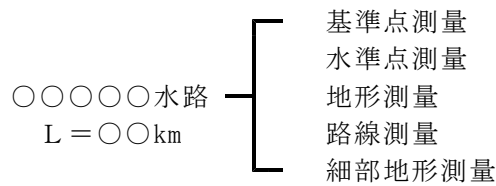
工種が複数ある場合における難易度補正の方法について示されたい。

工種毎に難易度を決定する。したがって、同一業務の中で工種毎に難易度が異なることもあり得る。

第2章 測 量 業 務

(作業概要)

第2-1条 本業務の概要は、下記のとおりである。



第2-2条 本業務一般事項は、次のとおりである。

1. 測量作業に使用する基準点の位置標高は、調査職員と打合せを行い、指示を受けること。
2. 作業実施の順序、方法は調査職員と綿密な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図ること。
3. 伐採は最小限とし、有価木は樹種、寸法、数量、所有者名を整理し伐採前後の状態を写真整理すること。
4. 有価木は、発注者側で補償する。ただし、事前に調査職員と打合せ済みのものに限る。

(貸与資料)

第2-3条 貸与資料は、下記のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
測量関係資料	H△ ○○地区(○○) - ○○○号 ○○○○調査測量業務報告書	1 部
	測量成果・記録の謄本(写)	1 部
	公共測量実施計画書(写)	1 部

(示方書、参考文献、貸与資料の取扱い)

第2-4条 第2-3条に示す貸与資料及び示方書、参考文献等の取扱い上の注意点は下記のとおりである。

1. 示方書、参考文献、貸与資料で相互に矛盾に矛盾がある場合や字句の解釈に疑義が生じた場合は事前に調査職員の指示を受けること。
2. 示方書、参考文献等は測量作業時点等の最新版を用い、測量中に改訂された場合は、事前に調査職員の指示を受けること。
3. 第2-3条に示す貸与資料で作業し難い場合は、事前に調査職員と事前に協議すること。
4. 第2-3条に示す貸与資料は、この作業終了後一括して速やかに返納しなければならない。

(成果の検定)

第2-5条 2級基準点測量は、社団法人日本測量協会技術センターの検定を受け、同センターが発行する検定証明書及び基準点測量成果品検定記録書を提出すること。

(作業内容)

第2-6条 本業務における測量作業内容は下記のとおりである。

項目	測量作業内容	数量等
踏査選点	貸与資料との関連、机上計画と現地との照合、基準点・水準点の有無及び位置関係の把握を行う。	○km
基準点測量	既知基準点に基づき、測角・測距により新設基準点の位置を定める。	○級基準点測量○点 ○級基準点測量○点
水準測量	既知水準点に基づき、高低差を測定し、新設水準点を定める。	○級～○級水準測量 ○km
地形測量	平板等により、地形・地物等を測定し平面図を作成する。	測量幅○○m (中心線より左右○○m程度) 縮尺:1/500, ○○ha
IP設置測量	I P 杭の設置を行う。	○km (曲線設置○ヶ所)
中心線測量	単曲線及び測点杭・プラス杭の設置を行う。	No杭間隔:20m, ○km
縦断測量	各測点の杭高・地盤高を測定し、縦断図を作成する。	縮尺:縦1/100横1/500 ○km
横断測量	中心線に対し直線方向の地形地物の位置、高さ等を測定し、横断図を作成する。	測量幅○○m程度 縮尺:1/100, ○○ha
細部地形測量	構造物設計に必要な範囲を平板等により地形、地物等及び単点標高を測定し平面図を作成する	縮尺:1/250 ○○ha 構造物予定箇所 ○○箇所分

(作業留意事項)

第2-7条 測量作業上、特に留意する事項は下記のとおりである。

1. 踏査選点

(1) 計画路線の概要は別添図面のとおりであるが、この路線の選定作業は設計の基幹となる最も重要な作業であるので、現地状況を十分に把握し、関係機関と協議のうえ路線を選定すること。

(2) 路線選定を行うにあたっては、立地的な他の要因（自然保護、公害、防災、既設道路との関係、河川等との関係）を十分に考慮して選定すること。

2. I P 杭設置

杭打ちが不可能なところでは、固定物に鋸又はペンキ等を塗布して示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打ち、名称等を記しておかなければならない。

3. 中心線測量

地形の変化点、交差道路及び河川等についてはプラス杭を設置する。杭打ちが不可能ところでは、固定物に鋸又はペンキ等を塗布して示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打ち、名称等を記しておかなければならない。

4. 地形測量

(1) 道路、水路及び流水方向等はもれなく図示すること。

(2) 平坦地については、1筆ごとの標高を記入すること。

5. 測量杭の規格等

種 別	材料形状 (単位cm)	塗装区別	摘 要
2級基準点	コンクリート杭 12×12×70	記号・番号記入	銘 板
4級基準点	木杭又はプラスチック杭 6×6×60	〃	鉄 鋌
3級基準点	コンクリート杭 12×12×70	〃	〃
I P 杭	木杭又はプラスチック杭 9×9×90	頭部青ペイント	〃

第 3 章 設 計 業 務

(設計基本条件)

第3-1条 設計作業における設計基本条件は、下記のとおりである。

項 目	基 本 条 件	備 考

(示方書、参考文献等)

第3-2条 設計作業に適用又は準用する示方書、参考文献等は下表によるものとする。

番号	名 称	編 者	制定(改訂)年月

(貸与資料等)

第3-3条 貸与資料は下記のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
計 画 書 等	「〇〇地区」事業計画書	1 式
実施設計資料	H△ 〇〇地区(〇〇)-〇〇号 〇〇〇〇〇業務報告書	1 式
実施設計資料	H△ 〇〇地区(〇〇)-〇〇号 〇〇〇〇〇業務報告書	1 式

(示方書、参考文献及び貸与資料等の取扱い)

第3-4条 本特記仕様書、第3-2条、第3-3条及び共通仕様書に示す示方書、参考文献、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 示方書、参考文献等及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や字句の解釈に疑義が生じた場合は、事前に調査職員と協議するものとする。
- (2) 水路工設計の基本的事項に関しては「土地改良事業計画設計基準」、「農業農村整備事業計画作成便覧」を適用する。
- (3) 手法等が並記されていて選択する必要がある場合や他の基準を適用する場合は、調査職員の指示を受けるものとする。
- (4) 示方書、参考文献等は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、調査職員の指示を受けるものとする。
- (5) 農林水産省構造改善局制定の「土地改良事業標準設計」を使用するに当たっては、その適用に十分留意しなければならない。また、調査職員の確認を受けなければならない。
- (6) 貸与資料は、原則として第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納するものとする。

(設計作業項目及び数量)

第3-5条 本業務における設計作業項目及び数量は下記のとおりとする。

- (1) 設計作業項目は、別紙作業項目内訳表に○印で示すものとする。
- (2) 設計作業及び数量、検討済み内容は次のとおりとする。

名 称	数 量	備 考

(設計作業の留意点)

第3-6条 設計作業の実施に際し、特に留意する点は下記のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能と所要の安全性・耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性についても考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に調査職員に説明するとともに報告書にも記載するものとする。
- (3) 第3-2条、第3-3条及び共通仕様書に示す示方書、参考文献、貸与資料並びに受託者が有する資料等を適用又は準用した場合は、その出所を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 構造物計画設計において、特殊な工種及び構造物については、調査職員と協議し必要に応じて構造計画を行うものとする。

第 4 章 打 合 せ

(打合せ)

第4-1条 打合せは、概ね下記の段階で行うものとする。

なお、打合せに当たっては、打合せ簿を作成するものとする。

- (1) 作業着手前（現地打合せも含む）
- (2) 中間打合せ
- (3) 報告書原稿作成段階（部分引渡し分含む）
- (4) その他疑義が生じた時

第 5 章 成 果 品

(電子納品対象業務)

第 5 - 1 条 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・測量・設計各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

(成果品の提出)

第 5 - 2 条 成果品は電子納品の対象とし、成果品を格納した電子媒体 2 部と、成果品の印刷出力を製本したものを 1 部提出する。

する。

- (1) 成果品の作成にあたっては「設計業務等の電子納品要領（案）－農林水産省－」（以下、要領）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データを作成する。
- (2) 「要領」において特に記述がない項目及び成果品作成のために必要な資料を電子データとして支給しない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、電子化の是非及び「紙」による提出について調査職員と協議の上、決定する。

なお、成果品に署名又は押印が必要な書類が含まれる場合の取扱については、別途調査職員と協議しなければならない。

(設計業務の内容)

第 5 - 3 条 電子納品する電子データの内容、ファイルフォーマット及び格納媒体は、農林水産省策定の電子納品に関連する各要領・基準（案）及び宮城県農林水産部農村振興課制定の設計業務等の電子納品運用に関するガイドラインに準拠して作成しなければならない。

これらの各要領・基準等は、必要に応じて農林水産省農村振興局nncals (<http://www.nncals.jp/you.html>) 及び宮城県農村振興課のホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin>) より入手すること。

(成果品及び提出部数)

第 5 - 4 条 提出すべき成果品及び部数は、下記のとおりとする。

名 称	規 格	部 数	備 考
[測量業務]			
[設計業務]			
[電子納品] 電子媒体	C D - R	2 枚	

(成果品の装丁等)

第5-5条 成果品の装丁等は下記によるものとする。

- (1) 図面以外の製本は極力分冊を避けるものとするが、分冊を行う必要がある場合は内容の配分を配慮して行うものとし、事前に調査職員の承諾を得るものとする。
- (2) 報告書は長期の使用に耐え得るファイルに綴るものとする。
- (3) 実施設計成果原図は、A1マイラーの使用を原則（複数断面又は工種の記載可）とし、平面図等の図郭は調査職員と打合せ行い決定するものとする。

(部分完成)

第5-6条 業務委託契約書第37条の規定により、部分引渡しを受ける成果品の対象、部数及び完了時期は以下のとおりとする。

項目	数量等	部分引渡し時期
		平成〇〇年〇〇月〇〇日

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 委託契約書に規定する甲乙協議事項は下記のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「設計基本条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-5条に示す「設計作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第5-4条に示す「成果品の内容及び数量」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間に変更が生じた場合

第7章 その他

(業務必要事項の補足)

第7-1条 本業務の実施に際し、他官庁と協議等を要する場合は、調査職員に報告し、その指示を受けて実施すること。また、他官庁協議が生じた場合は、協議用資料を作成すること。

第7-2条 事業実施に当たり、補償すべき物件を調査し、図面に表示すると共に、調査表、写真等を提出するものとする。

(業務計画及び照査計画等)

第7-3条 照査技術者は、チェック項目、判定基準、修正手法等を明示した照査計画書を作成し、業務計画書に包含し提出するものとする。

第7-4条 本業務の遂行にあたっては、業務内容の精度を高めるため、中間確認を実施するものとする。確認の時期等については、業務計画書作成時に調査職員と打合せ行うこと。

第7-5条 本業務の遂行にあたっては、履行状況確認のため、別途調査職員が指示する様式により、月毎に履行報告を行うこと。

(環境配慮)

第7-6条 環境に配慮するため、自動車を使用する場合は、駐停車中の不要なアイドリング停止、効果的な車両運行・環境負荷の少ない車両（適切な大きさの車両及び燃料）の使用に努めるものとする。

(暴力団等の排除について)

第7-7条

(1) 受注者は、この業務の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。

なお、受注者が対象業務の一部について再委託契約等を締結する場合は、当該再委託の受注者も同様な業務を負う旨を定めなければならない。

(2) 受注者は、上記理由により履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

地質調査業務の注文書等（例）について示されたい。

地質調査業務の注文書等の記載例については、農林水産省のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_tokubetu/) を参考とする外下記に具体例を示す。

1 注文書表紙(例)

	注 文 書	
工 事 名	H△△ ○○地区（略事業名）－○○○号 ○ ○ ○ ○ ○ 地質調査業務	
工 事 場 所	○ ○ ○ 地内	
		紙 数 表紙共 ○ 枚 図 面 ○ 葉

2 特記仕様書（例）

○ ○ ○ ○ ○ 地質調査業務 特記仕様書

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1－1 条 本業務は、「土質・地質調査業務共通仕様書」（平成○○年○月○○日付け農村第○○○号）によるほか、本特記仕様書により実施するものとする。
 なお、上記共通仕様書等は、宮城県農林水産部農村振興課のホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin>) に掲載しているので参照すること。

（業務概要）

第 1－2 条 本業務は、○○○事業○○○地区○○○の地質調査業務を行うものである。

（場 所）

第 1－3 条 本業務の実施位置は、○○○市・郡○○○町・村○○○○地内で、別紙位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条 本業務一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法は調査職員と綿密な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図ること。
2. 伐採は最小限とし、有価木は樹種、寸法、数量、所有者名を整理し伐採前後の状態を写真整理すること。
3. 有価木は、発注者側で補償する。ただし、事前に調査職員と打合せ済みのものに限る。

第 2 章 作 業 条 件

(基本条件)

第2-1条 作業の条件は、次のとおりである。

項 目	基 本 条 件
基 準 点	本調査に利用する基準点の位置及び標高は貸与資料による。
地質調査ボーリング	〇〇〇の地盤状況の調査
室内土質試験	〇〇〇〇の工事設計のための土質の物理試験及び力学試験を行う
現場透水試験	開削部付近の透水状況の把握試験
孔内水平載荷試験	地盤の水平支持力度の把握試験

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、下記のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
〇〇関係資料	H△ 〇〇地区(〇〇) - 〇〇〇号 〇〇〇〇地質調査業務報告書	1 部

(示方書、参考文献、貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-2条に示す貸与資料及び示方書、参考文献等の取扱い上の注意点は下記のとおりである。

1. 示方書、参考文献、貸与資料で相互に矛盾に矛盾がある場合や字句の解釈に疑義が生じた場合は事前に調査職員の指示を受けること。
2. 示方書、参考文献等は測量作業時点等の最新版を用い、測量中に改訂された場合は、事前に調査職員の指示を受けること。
3. 第2-2条に示す貸与資料で作業し難い場合は、事前に調査職員と事前に協議すること。
4. 第2-2条に示す貸与資料は、この作業終了後一括して速やかに返納しなければならない。

第 3 章 作 業 内 容

(作業内容)

第 3 - 1 条 作業の内容は、下記（別紙 - 1）のとおりである。

作業項目	数 量	摘 要

(作業留意事項)

第 3 - 2 条 作業上特に留意する事項は下記のとおりである。

1. 地質調査ボーリング

- (1) ボーリングは支持層を〇〇m確認すること。
- (2) ボーリングはコア採取とする。
- (3) ボーリング完了時に調査職員の確認・検尺を受けること。

2. ボーリングデータ表作成

- (1) ボーリングデータ表作成は、ボーリングデータ表（様式）及び入力要領に従うものとする。

第 4 章 打 合 せ

(打合せ)

第 4 - 1 条 打合せは、概ね下記の段階で行うものとする。

なお、打合せに当たっては、打合せ簿を作成するものとする。

- (1) 作業着手前
- (2) 中間打合せ
- (3) 作業終了時
- (4) その他疑義が生じた時

第 5 章 成 果 品

(電子納品対象業務)

第 5 - 1 条 本業務は、電子納品対象業務とする。（電子納品とした場合）

(成果品の提出)

第 5 - 2 条 成果品は電子納品の対象とし、成果品を格納した電子媒体 2 部と、成果品の印刷出力を製本したものを 1 部提出する。

- (2) 成果品の作成にあたっては「設計業務等の電子納品要領（案）－農林水産省－」（以下、要領）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データを作成する。
- (3) 「要領」において特に記述がない項目及び成果品作成のために必要な資料を電子データとして支給しない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、電子化の是非及び「紙」による提出について調査職員と協議の上、決定する。

なお、成果品に署名又は押印が必要な書類が含まれる場合の取扱については、別途調査職員と協議しなければならない。

(設計業務の内容)

第5-3条 電子納品する電子データの内容，ファイルフォーマット及び格納媒体は，農林水産省策定の電子納品に関連する各要領・基準（案）及び宮城県農林水産部農村振興課制定の設計業務等の電子納品運用に関するガイドラインに準拠して作成しなければならない。

これらの各要領・基準等は、必要に応じて農林水産省農村振興局nncals (<http://www.nncals.jp/you.html>) 及び宮城県農村振興課のホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/nosonshin>) より入手すること。

(成果品及び提出部数)

第5-4条 提出すべき成果品及び部数は，下記のとおりとする。

名 称	規 格	部 数	備 考

(成果品の装丁等)

第5-5条 成果品の装丁等は下記によるものとする。

- (1) 図面以外の製本は極力分冊を避けるものとするが，分冊を行う必要がある場合は内容の配分を配慮して行うものとし，事前に調査職員の承諾を得るものとする。
- (2) 報告書は長期の使用に耐え得るファイルに綴るものとする。

第 6 章 そ の 他

(業務必要事項の補足)

第6-1条 本業務の実施に際し，他官庁と協議等を要する場合は，調査職員に報告し，その指示を受けて実施すること。また，他官庁協議が生じた場合は，協議用資料を作成すること。

(環境配慮)

第6-2条 環境に配慮するため，自動車を使用する場合は，駐停車中の不要なアイドリング停止，効果的な車両運行・環境負荷の少ない車両（適切な大きさの車両及び燃料）の使用に努めるものとする。

(暴力団等の排除について)

第6-3条

- (1) 受注者は，この業務の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。
なお，受注者が対象業務の一部について再委託契約等を締結する場合は，当該再委託の受注者も同様な業務を負う旨を定めなければならない。
- (2) 受注者は，上記理由により履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは，必要に応じて，工程の調整，工期の延長等の措置を講じる。

用地調査業務の価格積算基準等について

用地調査業務の価格積算に当たっては、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領」（平成14年3月22日付13農振第3155号農村振興局長通知，最終改定平成30年3月30日）を準用するものとし，下記にその価格積算基準を示す。

I. 用地調査業務の価格積算基準

I 適用範囲

この積算基準は、用地調査等の業務を請負に付する場合に適用する。

II 業務費の構成

用地調査等業務費の構成は次のとおりとし、測量業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第155号農林水産省構造改善局長通知）及び設計業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第157号農林水産省構造改善局長通知）に準拠するものとする。

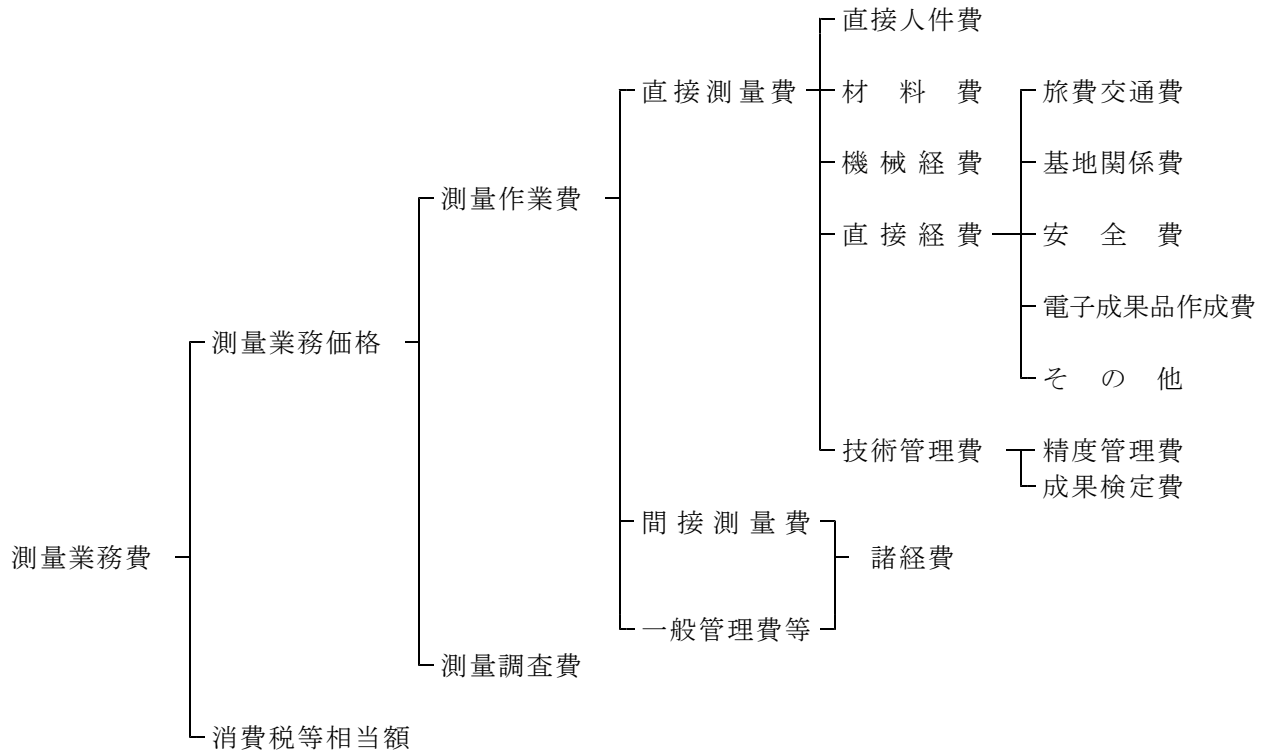
第1 用地測量業務（土地等に係る権利調査・用地測量及び登記資料収集整理等業務をいう。）

1 測量業務費の価格積算基準

(1) 適用範囲

この積算基準は、用地測量業務に適用する。

(2) 用地測量業務費の構成



2 測量業務費構成費目の内容

2-1 測量作業費

測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

(1) 直接測量費

直接測量費は、用地測量を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費、直接経費及び技術管理費で構成する。

① 直接人件費

直接人件費は、用地測量の実施に必要な技術者の費用(業務打合せ及び旅行日に係る技術者を含む。)で技術者の職種は下表による。

職 種 名	測量主任技師	測 量 技 師	測量技師補	測量助手	測量補助員
表 示 職 種	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	補 助 員

なお、用地測量における技術者の職種区分は、測量業務標準歩掛について(平成13年3月29日付け12農振第1973号農村振興局長通知)に準拠する。

② 材料費

材料費は、各業務ごとに定める材料であり、次式により計上するものとする。

材料費＝各業務の直接人件費×各業務ごとに定める材料費率

③ 機械経費

機械経費は、各業務ごとに定める機械の損料等とし、次式により計上するものとする。

機械経費＝各業務の直接人件費×各業務ごとに定める機械費率

④ 直接経費

直接経費は、旅費交通費、基地関係費、安全費、電子成果品作成費及びその他で構成する。

ア 旅費交通費

旅費交通費は、用地測量実施に必要な旅費、交通費であり、別に定める「設計業務等の価格積算基準等の留意事項について」(平成13年3月29日付け農振第1978号農林水産省農村振興局整備部長通知)第3調査測量設計業務等旅費積算要領について準じて算定する。

イ 基地関係費

基地関係費は、用地測量の実施に必要な基地の設置又は使用の費用である。

ウ 安全費

安全費は、用地測量に必要な安全対策に要する費用で、交通整理等に要する費用及びその他の安全対策に要する費用である。

なお、積算に当たっては、測量業務標準歩掛について(平成13年3月29日付け12農振第1973号農村振興局長通知)に準拠する。

エ 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。

オ その他

その他は、直接経費のうち旅費交通費、基地関係費及び安全費以外の経費で、伐除補償等に要する費用である。

⑤ 技術管理費

技術管理費は、精度管理費と成果検定費で構成する。

ア 精度管理費

精度管理費は、測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等に要する費用である。

なお、この精度管理費の対象となる作業は、別表－1のとおりである。

また、積算は直接作業費のうち、直接人件費、機械経費の合計額に別表－1の精度管理費係数を乗じて算出する。

精度管理費＝(直接人件費＋機械経費)×精度管理係数

イ 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、成果の重要性を勘案して検定が必要な場合に計上する。

なお、成果検定費は、諸経費率算定の対象額としない。

(2) 間接測量費

間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査、図面トレース等を専門業者に外注する場合に必要なとなる経費、業務実績の登録等に要する費用を含むものである。

なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益で構成する。

なお、一般管理費等は、間接測量費と合わせて、諸経費として計上する。

ア 一般管理費

一般管理費は、測量業務を実施する企業の本店及び支店のうち、当該測量業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

イ 付加利益

付加利益は、測量業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。

(4) 諸経費

諸経費は、間接測量費と一般管理費等と合わせたものであり、次によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1,000円未満を切捨てとする。ただし、計上額が1,000円に満たないときには、100円未満切り捨てとする。

諸経費は、直接測量費（成果検定費を除く。）に別表－2により求めた諸経費率を乗じて得た額とする。

諸経費＝（直接測量費－成果品検定費）×諸経費率

2－2 測量調査費

測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査、計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を必要とする測量業務の費用である。

2－3 消費税相当額

消費税相当額は、測量業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

消費税相当額＝測量業務価格×消費税等率

3 測量業務費の積算方式

測量業務費は、次の積算方式により積算する。

測量業務費＝（測量作業費）＋（測量調査費）＋（消費税相当額）
＝{（測量作業費）＋（測量調査費）}×{1＋（消費税率）}

測量作業費＝（直接測量費）＋（間接測量費）＋（一般管理費等）
＝（直接測量費）＋（諸経費）
＝{（直接測量費）－（成果検定費）}×{1＋（諸経費率）}＋（成果検定費）

4 電子成果品作成費

測量業務における電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。
ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 2.3X^{0.44}$$

ただし、X：直接人件費（千円）

- (注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出に当たっては、直接人件費を千円単位（少数点以下切捨て）で代入する。
2. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切捨てる（少数点以下切捨て）ものとする。
3. 電子成果品作成費の上下限については、上限：170千円、下限：10千円とする。

5 その他

用地測量の業務期間は、内容、規模、地域の実情等を考慮し、次式を参考に決定する。

$$\text{業務期間} = \frac{1.66 \times (W_1 + W_2)}{\text{班編成数}} + B$$

ただし、

W₁：必要とする内業日数

W₂：必要とする外業日数

B：準備、後片付け及び成果物の検定に要する日数並びに
現地立入りの状況を考慮して決定する。

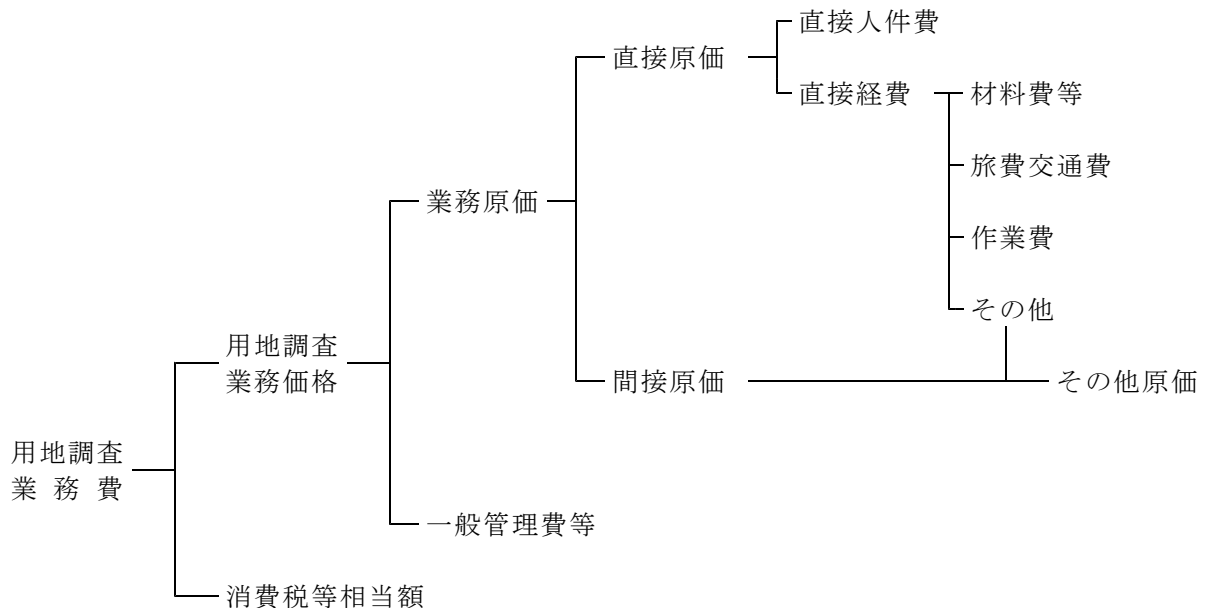
第2 用地調査業務（権利調査（墓地管理者等の調査、土地利用履歴等調査）、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図等の作成、物件調書作成、保安林解除等申請図の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査及び写真台帳の作成業務その他用地測量業務以外の調査業務をいう。）

1 用地調査業務費の価格積算基準

(1) 適用範囲

この積算基準は、用地調査業務に適用する。

(2) 用地調査業務費の構成



2 調査業務費構成費目の内容

2-1 直接原価

直接原価は、用地調査を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。

(1) 直接人件費

直接人件費は、用地調査を実施するために必要な技術者の人件費（業務打合せ及び旅行日に係る技術者を含む。）である。

なお、用地調査業務における技術者の職種は、下表による。

職 種 名	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
表 示 職 種	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D

(2) 直接経費

直接経費は、材料費等、旅費交通費、作業費、その他で構成する。

①材料費等

材料費等は、用地調査をするために必要なトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって次式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等＝直接人件費×7パーセント

②旅費交通費

旅費交通費は、用地調査の実施に必要な旅費、交通費であり、別に定める「設計業費等の価格積算基準等の留意事項について」（平成13年3月29日付け農振第1978号農林水産省農村振興局整備部長通知）第3 調査測量設計業務等旅費積算要領について準じて算定する。

③作業費

作業費は、用地調査をするに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2-2 その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

(1) 間接原価

間接原価は、当該業務担当部署の事務員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費の経費とする。

2-3 一般管理費等

業務を処理するコンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、当該調査を実施するコンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

(2) 付加利益

付加利益は、用地調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。

3 調査業務費の積算

(1) 調査業務費の積算方式

調査業務費は、次の積算方式により積算する。

調査測量費＝業務価格＋消費税等相当額

＝（直接人件費＋直接経費＋その他原価＋一般管理費）×（1＋消費税等税率）

(2) 各構成要素の算定

①直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

②直接経費

直接経費は、2-1(2)の各項目について必要額を積算するものとする。

2-1(2)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

③その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

④一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務価格} \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

⑤消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税等相当額} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等}) \times \text{消費税等税率}$$

4 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$\text{設計に使用する単価} = \text{内税単価} \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。

(2) 端数処理等の方法

①数量

数量は、小数第2位(少数第3位四捨五入)まで算出する。

②単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価)

単価に端数が生じる場合は、1円単位(少数点以下四捨五入)とする。

③金額

各構成要素の金額(設計数量×単価)は、1円単位(小数点以下四捨五入)とする。

④単価表の合計金額

原則として端数処理は行わない。

⑤内訳書の合計金額

原則として端数処理は行わない。

⑥経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数($\alpha / (1 - \alpha)$ など)の端数は、パーセント表示の少数第2位(少数第3位四捨五入)まで算出する。

⑦業務価格の端数処理

業務価格は、1,000円未満切捨てとする。

5 その他

その他用地調査業務に関する事項は、Iの用地測量業務の価格積算基準に準ずるものとする。

別表－1

精度管理費係数表

測 量 作 業 種 別		精度管理費係数
用 地 測 量	現地実測平面図の作成	0.07
	横断面図の作成	0.07
	復元測量	0.07
	補助基準点の設置	0.07
	用地現況測量（建物等）	0.07
	境界点間測量	0.07
	面積計算	0.07
	用地実測図の作成	0.07
	用地平面図の作成	0.07

別表－2

用地測量業務表 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%

(2) 算定式

$$Z = A \times X^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

X：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く。〕

A、b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、少数点以下第1位止めとする。

2-3 標準歩掛

1. 用地測量業務

(1) 地域区分

地域区分の標準は次のように定める。

- ①大市街地 人口約100万人以上の大都市の中心部。(家屋密度90%程度)
- ②市街地(甲) 人口約50万人以上の大都市の中心部。(家屋密度80%程度)
- ③市街地(乙) 上記以外の都市部。(家屋密度60%程度)
- ④都市近郊 都市に接続する家屋の散在している地域。(家屋密度40%程度)
- ⑤耕地 耕地及びこれに類似した所で農地でなくともこの中に含む。
(家屋密度20%程度以下)
- ⑥原野 木が少なく視通しのよい所。
- ⑦森林 木が多く視通しの悪い所。

(2) 用地測量変化率

変化率適用表

工 程	業別	地域	縮尺	工 程	業別	地域	縮尺
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内外	○	×
現地踏査	外	○	×	境界測量	内外	○	×
地図等転写	内外	○	×	用地現況測量	内外	×	×
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内外	○	×
地積測量図転写	内外	○	×	用地境界杭設置	内外	×	×
土地の登記記録調査	内外	○	×	境界点間測量	内外	○	×
建物の登記記録調査	内外	×	×	面積計算	内	○	×
権利者確認調査(当初)	内外	○	×	用地実測図作成	内	×	○
権利者確認調査(追跡)	内外	×	×	用地平面図作成	内	×	○
境界確認	内外	○	×	土地調書作成	内	○	×
土地境界確認書作成	内外	○	×	地積測量図作成	内外	○	×
復元測量	内外	○	×				

地域による変化率

地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕 地	原 野
変化率	+1.0	+0.8	+0.5	+0.3	0	-0.3

備考：森林については、耕地を適用する(変化率 0)

縮尺による変化率

用地実測図原図、用地平面図		
1 / 250	1 / 500	1 / 1000
+0.2	0	-0.1

備考：用地実測図原図作成、用地平面図作成は、縮尺1/500を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

(3) 公共用地境界確定協議変化率
変化率適用表

工 程	業別	地域	縮尺
公共用地管理者との打合せ	内外	×	×
現況実測平面図作成	内外	○	○
横断面図作成	内外	○	×
依頼書作成	内	×	×
協議書作成	内外	×	×

地域による変化率

地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕 地	原 野
変化率	+1.0	+0.8	+0.5	+0.3	0	-0.3

備考：森林については、耕地を適用する(変化率 0)

縮尺による変化率

現況実測平面図作成		
1 / 250	1 / 500	1 / 1000
+0.2	0	-0.2

備考：現況実測平面図作成は、縮尺1/500を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

(4) 打合せ協議

打 合 せ 協 議	測量主任技師	測 量 技 師	測量技師補
着 手 時 前	0.5	0.5	
中 間 打 合 せ		0.5	0.5
成 果 物 納 入 時	0.5	0.5	

1. 用地調査業務

(1) 打合せ協議

用地調査業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、下表により行うものとする。

打 合 せ 協 議	主任技師	技師 A	技師 B	備 考
着 手 時 前	0.5	0.5	0.5	中間打合せ
中 間 打 合 せ	0.5	0.5	0.5	1 回当たり
成 果 物 納 入 時	0.5	0.5	0.5	

注 1 中間打合せの回数は、下記業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

土地利用履歴等調査	1 回 (ただし、第二段階調査をする場合は 2 回)
建物等の調査	1 回
営業その他の調査	1 回
消費税等調査	計上しない
予備調査	2 回
移転工法案の検討等	2 回
再算定業務	計上しない
土地評価	3 回
補償説明	2 回
地盤変動影響調査等	1 回 (ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は 2 回)
費用負担の説明	2 回
騒音等調査	計上しない
事業認定申請図面等の作成 (相談用資料の作成)	2 回 (申請図書の作成) 1 回
(決裁申請図書の作成)	1 回 (明渡裁決申立図書の作成) 1 回
保安林解除等申請図書の作成	2 回
完了図書の作成	2 回
内水面漁業権等の調査	2 回

注 2 複数の用地調査の区分(例「建物等の調査」と「営業その他の調査」など)の業務を同時に発注するときは、主たる業務区分の中間打合せ回数を基本とし、必要に応じて中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

(2) 現地踏査

現地踏査は、用地調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するために行うものである。

この場合に複数の用地調査の区分(例えば「建物等の調査」と「営業等の調査」)を同一の業務として発注するときは、何れかの現地踏査費用の多額となるもののみ計上するものとする。

1. 用地測量業務

(1) 測量業務費		円止まり
(2) 測量業務価格	1,000円未満切り捨て	1,000円止まり
(3) 消費税相当額		円止まり
(4) 測量作業費	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
(5) 測量調査費	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
(6) 諸経費（間接測量費、一般管理費等）	1,000円未満切り捨て	1,000円止まり
(7) 直接測量費（各明細）	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
明細の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入	1位止まり
単価欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり
金額欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり
(8) 直接測量費（各単価）	小数点以下1位四捨五入	円止まり
単価の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入	1位止まり
単価欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり
金額欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり

2. 用地調査業務

(1) 調査業務費		円止まり
(2) 調査業務価格	1,000円未満切り捨て	1,000円止まり
(3) 消費税相当額		円止まり
(4) 業務原価（直接原価, 間接原価）	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
(5) 一般管理費等	1,000円未満切り捨て	1,000円止まり
(6) 直接人件費（各明細）	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
明細の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入	1位止まり
単価欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり
金額欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり
(7) 直接人件費（各単価）	小数点以下1位四捨五入	円止まり
単価の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入	1位止まり
単価欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり
金額欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり

(8) 直接経費（各明細）	1,000円未満四捨五入	1,000円止まり
明細の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり
金額欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり
 (9) 直接経費（各単価）	小数点以下1位四捨五入	円止まり
単価の内訳		
数量欄	小数点以下2位四捨五入1位止まり	
単価欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり
金額欄	小数点以下1位四捨五入	円止まり

III-10

用地調査業務の積算に際しての数量の算出について

用地調査積算にあたっては、「宮城県農業農村整備事業等用地業務の手引き（1）」（宮城県産業経済部平成15年3月）によるほか、積算に際しての数量の算出は、現地踏査の結果に基づき、地域区分、業務別ごとに次表の予定数量の算出欄に掲げる方法により行うものとする。

なお、予定数量等の算出に当たり、本表に定める算出方法よりも、予定数量が適正に算出されると認められる場合は、本表の定めに係わらず、適正な方法によることができるものとする。

権利調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
作業計画	
現地踏査	
地図の転写	延長×平均調査幅
転写連続図の作成	同 上
地積測量図等の転写	地積測量図の転写予定面積
土地の登記記録の調査	延長×平均調査幅
建物の登記記録の調査	現地踏査及び工事平面図等による建物の戸数
権利者の確認調査（当初）	延長×平均調査幅
権利者の確認調査（追跡）	追跡調査対象権利者数×5

土地の測量

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
公共用地管理者との打合せ	
現況実測平面図の作成	現地踏査及び工事平面図等による概算面積
横断面図の作成	現地踏査及び工事平面図等による概算延長
依頼書の作成	同 上
協議書の作成	同 上
境界の確認	延長×平均測量幅
土地境界立会確認書の作成	同 上
復元測量	復元測量に係る土地の延長×幅
補助基準点の設置	延長×平均測量幅
境界測量	同 上
用地現況測量（建物等）	現地踏査及び工事平面図等による建物等の存する敷地の概算面積
用地境界仮杭の設置	延長×平均事業用地幅
用地境界杭の設置	永久境界杭等埋設等予定数量
境界点間測量	延長×平均測量幅
面積計算	延長×平均事業用地幅
用地実測図の作成	延長×平均測量幅
用地平面図等の作成	同 上
土地調書の作成	延長×平均事業用地幅

登記資料収集整理

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
所有権移転登記資料収集整理	買収範囲の権利者数
地上権設定登記資料収集整理	地上権設定範囲の権利者数
分筆登記資料収集整理	分筆予定登記の件数
相続登記資料収集整理	相続登記の件数
土地表示登記資料収集整理	土地表示登記の件数
（代位）保存登記資料収集整理	保存登記の件数
登記名義人表示変更更正登記資料収集整理	登記名義人表示変更更正登記の件数
地積変更・更正登記、地図訂正 申出書資料収集整理	地積変更・更正登記、地図訂正登記の件数
登記承諾書の作成	買収及び地上権設定範囲の権利者数
合筆登記資料収集整理	合筆登記の予定件数
地積測量図等の作成	延長×買収及び地上権設定幅

権利調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
墓地管理者等の調査	現地踏査及び工事平面図等による使用者等の数

建物等の調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	
打合せ協議（加算額）	調査対象権利者数－5
現地踏査	
法令適合性の調査	現地踏査及び工事平面図等による建物の棟数
木造建物の調査・算定	同 上
木造特殊建物の調査・算定	同 上
非木造建物の調査・算定	同 上
機械設備の調査・算定	現地踏査及び工事平面図等による事務所数
見積徴収	〃 装置（台）の数量
生産設備の調査・算定	〃 設備の数量
附帯工作物の調査・算定	〃 戸数
庭園の調査・算定	〃 箇所数
墳墓の調査・算定	〃 面積及び画地数
立竹木の調査・算定	立竹木が存する土地の延長×平均事業用地幅
立毛の調査	立毛が存する土地の延長×平均事業用地幅
建物の残地移転要件の該当性の検討	現地踏査及び工事平面図等による権利者数
照応建物の設計案の作成等	設計案数

営業その他の調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	
〃 （加算額）	営業に関する調査及び積算の場合のみに適用する調査対象権利者数－5
現地踏査	現地踏査等による権利者数
営業の調査・算定	現地踏査による事業所（企業）数
仮営業所設置工事費用の調査・積算	同 上
居住者等の調査	現地踏査等による世帯数
動産の調査・算定	現地踏査及び工事平面図等による戸・店舗・事業所数
その他通損の補償額算定（仮住居又は借家人）	現地踏査及び工事平面図等による世帯数
その他通損の補償額算定（移転雑費）	〃 所有者又は世帯数
その他	現地踏査等による世帯数

消費税等調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	
消費税等の取扱いに関する調査 (営業調査を伴わないもの)	現地踏査等による事業所数
消費税等の取扱いに関する調査 (営業調査を伴うもの)	同 上

予備調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	現地踏査及び工事平面図等による権利者数
現地踏査	同 上
企業の内容等の調査	〃 事業所数
敷地使用実態の調査・算定	同 上
建物の調査・算定	〃 棟数
機械設備等の調査・算定	〃 事業所数
移転計画案の作成	同 上

移転工法案の検討

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	現地踏査及び工事平面図等による権利者数
関係資料収集	〃 権利者数
企業内容等の調査	〃 事業所数
敷地使用実態の調査	〃 権利者数
移転工法案の作成	同 上
駐車場等使用実態追加調査	現地による調査回数

再算定業務

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	権利者数
現地踏査	同 上
再積算	建物等の調査に準じて算出する
再調査	同 上
営業（再調査・再算定）	現地踏査及び工事平面図等による事業所数
仮営業所設置プレハブリース (再調査・再算定)	同 上
仮営業所設置賃貸物件 (再調査・再算定)	同 上

土地評価

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	
現地踏査	
地域区分及び標準地の選定	取得地に係る同一状況地域区分数
標準地の評価	取得地に係る標準地数
取得等する土地の評価	比準画地数
残地等の補償額算定	残地補償該当画地数
評価額の調整	

補償説明

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	
現地踏査	
概況ヒヤリング等	現地踏査及び工事平面図等による権利者数
説明資料の作成等	同 上
補償説明	同 上

事業損失に係る建物等調査及び修復費の算定

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	
準備打合せ（加算額）	費用負担の対象となる建物等の所有者数－5
現地踏査	
事前調査	現地踏査及び工事平面図等による棟数等
事後調査	同 上
算定	同 上

費用負担の説明

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	
現地踏査	
概況ヒヤリング等	現地踏査及び工事平面図等による権利者数
説明資料等の作成	同 上
費用負担の説明	同 上

環境調査

業務種別	予定数量の算出
打合せ協議	
現地踏査	
騒音の調査	現地踏査及び工事平面図等による測線数
振動の調査	同上
振動・騒音の同時調査	同上
井戸の調査	現地調査及び工事平面図等による井戸数
因果関係の調査・検討	〃 権利者数

事業認定

業務種別	予定数量の算出	
事業認定申請図書作成	打合せ協議	
	現地踏査	
	現地調査等	現地踏査及び工事平面図等による対象距離又は面積の数量
	資料の収集及び整理	同上
	調書等の作成	同上
	添付図面の作成	添付図面作成の予定種類数
裁決申請書作成	打合せ協議	対象土地所有者及びその関係人ごとに1申請として、その予定数量
	現地踏査	同上
	裁決申請書資料の整理・検討	同上
	裁決申請書（案）の作成	同上
	起業地の位置を表示する図面及び起業地及び事業計画を表示する図面作成	同上
	土地調書添付図面の作成	対象土地の予定筆数
明渡裁決申立書作成	打合せ協議	対象土地所有者ごとに1申立として、その予定数量
	現地踏査	同上
	明渡裁決申立書資料の整理・検討	同上
	明渡裁決申立書（案）作成	同上
	図面の作成	同上
	その他参考図書の作成	同上

物件調書の作成

業務種別	予定数量の算出
物件調書の作成	現地踏査及び工事平面図等による権利者数×1枚

保安林解除等（国有林野の使用申請書類作成及び国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成）

業務種別	予定数量の算出
打合せ協議	
現地踏査	工事平面図等による数量
関係図面の作成	同 上
計画書等の作成	同 上
取りまとめ	同 上
精査	

完了図書の作成

業務種別	予定数量の算出
打合せ協議	
現地踏査	対象となる施設の数量
事業年度別決算表の作成	対象となる年度数
出来形内訳書の作成	対象となる施設の数量
土地改良施設整理台帳（総括表）の作成	同 上
土地改良施設整理台帳（工作の部）の作成	対象となる工事の件数
土地改良施設整理台帳（土地の部）の作成	対象となる土地の筆数
土地改良施設整理台帳（権利の部）の作成	同 上
占・使用台帳等の作成	対象となる協議数
他目的使用調書等の作成	同 上
土地改良補償施設整理台帳の作成	対象となる施設の数量
引継施設整理台帳の作成	同 上
全体位置図の作成	作成する図面枚数
図郭割図の作成	同 上
土地改良施設管理図等の作成	編集・整理等する図面枚数
土地改良施設用地管理図等の作成	同 上

内水面漁業権等調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
計画準備	
打合せ	
現地踏査	
漁業権等調査	調査対象となる漁業権の数量
魚漁協同組合概要調査	調査対象となる漁業共同組合の数量
漁獲量調査	同 上
ビク調査	同 上
遊漁料収入調査	同 上
漁法別出漁日数調査	同 上
増殖事業実績調査	同 上
魚価調査	同 上
漁業経営費調査	同 上
補償事例及び文献等調査	同 上
収益率の算定	調査対象となる漁業共同組合の数量
漁業環境概要調査	
漁場利用状況調査	調査対象となる漁業共同組合の数量
河川実態調査	
区間別漁獲量等調査	
立入禁止区域の漁場依存割合の算定	
漁場の保全対策等	
潤辺等変動調査	
工事期間中の水質汚濁等調査	
漁業影響の検討	
総合的検討	
報告書の作成	

建物等移転料算定の算出について示されたい。

建物等移転料算定実施要領（平成14年4月1日施行，最終改正平成26年3月31日）については補償金算定標準書（東北地区用地対策連絡会）を参考とされたい。

東用対 第 5 9 号
平成26年 3月31日

東北地区用地対策連絡会
会 員 各 位

東北地区用地対策連絡会
事 務 局 長
(公 印 省 略)

建物等移転料算定実施要領の一部改正について（通知）

標記件について，第132回東北地区用地対策連絡会理事会において別添のとおり改正し，平成26年4月1日から適用とすることとしたので通知します。

なお，現在協議中のものについては，なお従前の例によるものとします。

東用官対支号外
平成26年4月25日

東北地区用地対策連絡会宮城県支部会員殿

東北地区用地対策連絡会宮城県支部事務局長
(公 印 省 略)

公共事業の施行に伴う損失補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正等について（通知）

このことについて，別紙写しのとおり東北地区用地対策連絡会事務局長から通知等がありましたので承知願います。

Ⅲ-1 2

工損調査等業務費の算出について示されたい。

工損調査等業務費積算基準（案）（平成24年3月30日付け国東整用企第152号）にを参考とされたい。

なお、工損とは「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等」である。

東用対 第 6 4 号
平成26年 3月31日

東北地区用地対策連絡会
会 員 各 位

東北地区用地対策連絡会
事 務 局 長
(公 印 省 略)

工損調査標準仕様書（案）及び同業務費積算基準（案）について（通知）

標記について、別添のとおり中央用地対策連絡協議会事務局長より通知があったので通知します。

東用官対支号外
平成26年4月25日

東北地区用地対策連絡会宮城県支部会員殿

東北地区用地対策連絡会宮城県支部事務局長
(公 印 省 略)

公共事業の施行に伴う損失補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正等について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり東北地区用地対策連絡会事務局長から通知等がありましたので承知願います。

(障害物の伐除)

第3条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、調査職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

第2章 測量条件及び貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

第4条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

(1) 測量の基準は、_____による。

(2) 測量及び面積測定の精度区分は、_____による。

(3) 縮尺は、_____とする。

(貸与資料等)

第5条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資料名	数量	備考
〇〇〇〇工事平面図		
〇〇〇〇工事構造図		
〇〇〇〇工事縦断図		
〇〇〇〇工事横断図		
〇〇〇〇工事基準点測量成果物		
その他必要な資料		

2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第6条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

用地測量

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 作業計画	業務	
(2) 現地踏査	〃	
(3) 地図の転写	㎡	
(4) 転写連続図の作成	〃	
(5) 地積測量図等の転写	㎡	
(6) 土地の登記記録の調査	〃	
(7) 建物の登記記録の調査	戸	
(8) 権利者の確認調査(当初)	㎡	
(9) 権利者の確認調査(追跡)	人	
(10) 公共用地管理者との打合せ	業務	
(11) 現況実測平面図の作成	㎡	
(12) 横断面図の作成	km	
(13) 依頼書の作成	〃	
(14) 協議書の作成	〃	
(15) 境界の確認	㎡	
(16) 土地境界立会確認書の作成	〃	
(17) 復元測量	〃	
(18) 補助基準点の設置	〃	
(19) 境界測量	〃	
(20) 用地現況測量(建物等)	〃	
(21) 用地境界仮杭の設置	〃	
(22) 用地境界杭の設置	本	
(23) 境界点間測量	㎡	
(24) 面積計算	〃	
(25) 用地実測図原図の作成	〃	
(26) 用地平面図等の作成	〃	
(27) 土地調書の作成	〃	
(28) 所有権移転登記資料収集整理	件	
(29) 地上権設定登記資料収集整理	〃	
(30) 分筆登記資料収集整理	〃	
(31) 相続登記資料収集整理	〃	
(32) 土地表示登記資料収集整理	〃	
(33) (代位)保存登記資料収集整理	〃	
(34) 登記名義人表示変更更正登記資料収集整理	〃	
(35) 地積変更・更正登記資料収集整理	〃	
(36) 地図訂正申出書資料収集整理	〃	
(37) 登記承諾書の作成	〃	
(38) 合筆登記資料収集整理	〃	
(39) 地積測量図等の作成(1) 作業計画	㎡	

(指示事項)

第7条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

- (1) 地図の転写及び転写連続図の作成
図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (2) 地積測量図等の転写
分筆されている場合その他必要に応じて法務局備え付けの地積測量図についても転写するものとする。
- (3) 土地の登記記録の調査
土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。
- (4) 建物の登記記録の調査
建物に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。
- (5) 権利者の確認調査
登記名義人が死亡している場合その他必要に応じて戸籍謄本等を提出するものとする。
- (6) 墓地管理者等の調査
必要に応じて土地及び宗教法人の登記事項証明書を提出するものとする。
- (7) 公共用地管理者との打合せ
公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。
- (8) 現況実測平面図の作成
図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (9) 横断面図の作成
図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (10) 依頼書の作成
公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。
- (11) 協議書の作成
境界確定作業完了後において境界確定図に押印を求めるときの必要書類を作成する。
- (12) 境界確認
 - ① 立会い通知は、立会日の1週間前までに関係者に届くよう請負者が行うものとする。
 - ② 杭の規格は4.5cm×4.5cm×45cmとする。
 - ③ 境界確認が完了した場合は、別途監督職員が指示する土地調査書を作成し提出するものとする。
 - ④ 境界確認に伴う立会人の日当は、請負者の負担とする。
- (13) 復元測量
杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は4.5cm×4.5cm×45cmとする。
- (14) 補助基準点の設置
杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は6.0cm×6.0cm×60cmとする。
- (15) 境界測量
測量原図の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとする。

- (16) 用地境界仮杭の設置
- ① 工事平面図等に基づき取得、地上権設定及び仮設用地等土地使用する用地について、用地境界仮杭を設置する。
 - ② 杭の規格は6.0cm×6.0cm×60cmとする。
 - ③ 取得用地の杭は赤色、地上権設定用地の杭は○色、仮設用地等土地使用する用地は○色のペイントで着色する。
- (17) 面積計算
- 土地の取得、地上権設定及び仮設用地等土地使用する用地について面積計算を行うものとする。
- また、土地の取得及び地上権設定に係る残地についても面積計算を行う。
- (18) 用地実測図原図作成
- 図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (19) 用地平面図作成
- ① 用地平面図を基に、土地取得図、地上権設定図及び土地使用図を作成する。
 - ② 上記①で作成した図面に面積計算の結果を求積表として記載する。
 - ③ 図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (20) 土地調書作成
- 土地取得、地上権設定及び仮設用地等土地使用地について、所有者ごとに土地調書を作成する。
- (21) 土地所有権移転登記資料収集整理
- 取得する土地について、地図、土地の登記記録調査表、権利者調査表、土地取得図、土地売買契約書、印鑑証明書及び登記承諾書等を点検・照合して、所有権移転登記嘱託書（案）を作成する。
- (22) 地上権設定登記資料収集整理
- 地上権を設定する土地について、地図、土地の登記記録調査表、権利者調査表、地上権設定図、地上権設定契約書、印鑑証明書及び登記承諾書等を点検・照合して、地上権設定登記嘱託書（案）を作成する。
- (23) 分筆登記資料収集整理
- 分筆を必要とする土地について、地図、土地の登記記録調査表、権利者調査表、土地取得及び地上権設定図、地積測量図、土地調査書等を点検・照合して、分筆登記嘱託書（案）を作成する。
- (24) 相続登記資料収集整理
- 相続を必要とする土地について、土地の登記記録調査表、権利者調査表、相続関係説明図及び戸籍関係謄・抄本等を点検・照合して、代位相続登記嘱託書（案）を作成する。
- (25) 土地表示登記資料収集整理
- 土地の表示登記を必要とする土地について、地図、地積測量図及び土地所在図等を点検・照合して、土地表示登記嘱託書（案）を作成する。
- (26) 保存登記資料収集整理
- 保存登記を必要とする土地について、地図、土地の登記記録調査表、権利者調査表及び関係図書等（代位の場合は、住所証明書等）を点検・照合して、保存登記嘱託書（案）を作成する。
- (27) 登記名義人表示変更又は更正登記資料収集整理
- 登記名義人の表示変更又は更正登記を必要とする土地について、土地の登記記録調査表、権利者調査表、住民票及び戸籍関係謄・抄本等を点検・照合して、登記名義人変更又は更正登記嘱託書（案）を作成する。

- (28) 地積の変更・更正登記資料収集整理
 地積の変更・更正を必要とする土地について、地図、土地の登記記録調査表、権利者調査表、地積測量図、土地所在図及び土地境界立会確認書等を点検・照合して、地積変更・更正登記嘱託書（案）を作成する。
- (29) 地図訂正申出書作成
 地図の訂正を必要とする土地について、地図、土地の登記記録調査表、権利者調査表、土地所在図及び土地境界立会確認書等を点検・照合して、地図訂正申出書を作成する。
- (30) 登記承諾書作成
 取得又は地上権を設定する土地について、地図、土地の登記記録調査表及び権利者調査表を点検・照合して、登記承諾書を作成する。
- (31) 合筆登記資料収集整理
 合筆する土地について、地図、土地の登記記録調査表及び権利者調査表を点検・照合して、合筆登記嘱託書（案）を作成する。
- (32) 地積測量図（案）等作成
 地積測量図（案）及び土地所在図（案）の作成は、不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18）第73条から第78条及び不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日法務省民二第456号法務省民事局長通達）第50条から第51条までの規定による。
- (33) 庭園の調査
 ① 築山、池等は、高さ又は深さについても調査する。
 ② 立竹木の調査に当たっては、共通仕様書第83条の規定に準じて行うこととし、下草や苔についても種類及び生育の範囲を調査する。
 ③ 写真は、主なる個々の庭園構成物についても撮影する。
- (34) 墳墓の調査
 ① 墓地の配置状況の調査に当たっては、墓地使用者（祭祀者）ごとの画地、通路、広場、休憩所、駐車場等の区分を明確にする。
 ② 立竹木の調査に当たっては、共通仕様書第85条の規定に準じて行うこととする。
 ③ 当該地区における改葬方法の慣行について調査する。
- (35) 立竹木の調査
 ① 立木の測定方法は、次により行うこととする。
 ア 胸高直径
 (ア) 測定位置は、地際（地表面）より120センチメートル上方の幹とする。
 (イ) 測定方法は、輪尺又は直径巻尺により行う。なお、輪尺を用いる場合で、胸高直径の断面が不整形で最小径と最大径の差が特に著しいときは平均直径とする。
 (ウ) 測定位置に枝節又はこぶ等があり異形をなす立木は、測定値の上下におけるそれぞれの直径を測定し平均する。
 (エ) 胸高部以下で分岐し、幹枝の区分の困難な分岐木の胸高直径は、各樹幹をそれぞれ独立の立木とみなして測定する。
 イ 根本周囲及び株回り
 巻尺を用いて地際を測定する。
 ウ 枝幅
 樹冠の最長、最短の測定値を平均する。
 エ 樹高
 地際（傾斜地においては山側地際）より梢頭（樹冠の最端）までの垂直の高さを測定する。なお、徒長枝（樹冠線の外に飛び出した枝）は含まない。

- ② 用材林立木については、間伐等により適正な立木密度が確保されているか等の管理の程度を調査する。
- (36) 建物等の配置図の作成
建物等の配置図の縮尺は、原則として次のとおりとする。
ア 建物は、(100分の1又は200分の1のどちらかを指示)とする。
イ 工作物は、(100分の1又は200分の1のどちらかを指示)とする。
ウ 立竹木は、(100分の1又は200分の1のどちらかを指示)とする。
エ 庭園は、(50分の1又は100分の1のどちらかを指示)とする。
オ 墳墓は、(50分の1又は100分の1のどちらかを指示)とする。
カ 庭木等は、(50分の1又は100分の1のどちらかを指示)とする。
- (37) 木造建物の移転料の算定
① 移転工法は、請負者が移転工法(案)を提示し、監督職員と協議の上決定する。
② ツーバイフォー工法又はプレハブ工法による建物の推定再建築費の積算は、必要に応じて、これらの専門業者から見積書を徴集し、参考とすることができる。
- (38) 木造特殊建物の移転料の算定
移転工法は、請負者が移転工法(案)を提示し、監督職員と協議の上決定する。
- (39) 非木造建物の移転料の算定
移転工法は、請負者が移転工法(案)を提示し、監督職員と協議の上決定する。
- (40) 庭園の補償額の算定
庭園の補償額の算定に当たっては、移設後の庭園が従前と近似の美的景観が形成されるよう配慮して行うこととし、庭園の構成物件の移転料のほか必要に応じ美的景観を再現するための造園費を計上する。なお、造園費の計上に当たって、専門家の見積書を徴する必要がある場合の取扱いについては、共通仕様書第〇〇〇条の機械設備の補償額の算定の場合と同様とする。
- (41) 立竹木の補償額の算定
防風、防雪その他の効用を有する庭木等の伐採補償に代えて代替工作物の設置に要する費用の算定を行う場合には、監督職員と協議する。
- (42) 営業に関する調査
① 「直近3か年の事業年度の確定申告書(控)写」とは、事業年度が1年の法人にあっては最も新しい事業年度の確定申告時を含む3事業年度、6月の法人にあっては6事業年度の確定申告書(控)の写しをいう。
② 業務期間が確定申告時期の前後にわたるときにおいては、できるだけ確定申告時期の後に調査し、直近の事業年度の確定申告書(控)の写しを入手する。
③ 仮営業所設置の補償を行うに当たっては、仮営業所を設置する場所又は貸家が従前地の近隣に存在することが前提条件となる。このため、営業所として適当な土地又は建物の存否又は存在の状況について調査することとなるが、調査の方法としては、実地に調査区域の周辺を踏査し、必要に応じ宅地建物取引業者等から地域の実情を聞き取る等して行う。なお、個々の土地の所有者又は建物所有者に賃貸の意思の有無を問うことまでは要しない。
- (43) 居住者等に関する調査
同じ建物に居住する親子が別世帯であるときは、それぞれの世帯ごとに調査する。この場合の住居の占有面積は、2世帯住宅として建物の構造が分離されているときは、それぞれの区分された面積によることとなるが、分離されていない建物の場合は、それぞれの世帯が専用に使っていない居室等の面積の2分の1、廊下、浴室等の共用部分の面積の2分の1と専用している面積を合計して算定する。

- (44) 動産に関する調査
「その他必要と認める事項」とは、例えば事業活動に伴う原材料等の増減の状態、保管の状態（冷凍、温度調節等施設内、野積み等）、使用状況（使用予定、使用中、処分予定等）、ペット、盆栽等の種類、数量等とする。
- (45) 補償額の算定
仮営業所設置の補償額の算定に当たり必要となる仮営業所の設置方法については、受注者が（案）を提示し、調査職員と協議する。
- (46) 消費税等に関する調査
消費税等については、共通仕様書第115条に基づく資料により、上記(37)から(45)で算定された補償額の算定の際、消費税相当額の補償要否について判定を行うものとする。
- (47) 予備調査に係る企業内容等の調査
調査事項は、企業の概要を把握し建物等の移転工法を検討する上で必要なものであり、工場等からの聞き取りによるほか、企業案内、確定申告書に添付された概況説明書（控）の写し等を収集することにより調査する。
- (48) 予備調査に係る敷地使用実態の調査
公法上の規制として、建ぺい率、容積率、建物の用途、規模等の制限を定めた建築基準法、敷地に占める緑地割合等を定めた工場立地法等について調査する。
- (49) 予備調査に係る建物の調査
関連移転の対象とする建物の決定は、従前の生産等の機能を回復するため事業用地内及び残地内の建物等の用途又は生産工程等の位置、残地内の建物等の配置状況等を考慮して行う。なお、調査職員の指示を受けるに当たっては、指示を受ける以前に調査職員と協議を行う。
- (50) 予備調査に係る機械設備等の調査
機械設備等の調査範囲は、事業用地内、関連移転の対象として指示された建物内及び関連移転対象建物の周囲とする。
- (51) 予備調査に係る建物、機械設備等の図面作成
概算による推定再建築費等の積算に必要な最小限度の図面は、次のものとする。
- ① 木造建物 平面図及び立面図1面
 - ② 非木造建物 平面図、立面図1面及び構造の概要が把握できる断面図
 - ④ 建物内機械設備等 建物平面図を用いた機械設備等の配置図（動力設備等の配管、配線を図示する。）
- (52) 予備調査に係る移転計画案の作成
- ① 移転計画案の作成に当たっては、当該工場等の従前の有する生産効率等の機能が同等に残地内に再現することが可能なものとなるよう建物の立体集約化を図ることを含めて行うこととし、残地の敷地規模等から事業部門の一部又は従業員宿舍等を残地外へ移転する、分割移転の可能性についても検討する。
 - ② 当該工場等について有形的又は機能的な分割の要否を含めて、想定されるレイアウトを数案作成し、各案を比較検討して最終的に2又は3案を作成する。
- (53) 移転工法案の検討
工場等の建物等の通常妥当とする移転方法は、基本的には従前敷地の残地にすべての機能の回復が図られるよう建物等の構造や配置又は製造工程等を含め多角的に検討する。この場合、残地において従前建物等の機能のすべてを回復し得ないと判断したときは、残地に残す機能と残地外で機能を回復するものとに区分することが可能か検討する。
- (54) 移転工法案の作成
移転工法案は、残地において従前の生産効率等の機能を復元し得る製造工程等を再現する建物及び機械設備等の移転工法を検討するものであり、工場等の操業の休止期間も考慮した建物等の移転順序等を示す工程表を作成する。

(55) 再算定の方法

建物等の移転補償額を算定した以降に、敷地に建物が新築され、又は増改築されている場合には、再調査の結果に基づき移転補償額を再算定することになるが、この場合の移転工法について調査職員の指示を受けるに当たっては、指示を受ける以前に受注者が移転工法（案）を提示し、調査職員と協議の上決定する。

(56) 土地評価

「更地としての正常な取引価格」とは、評価対象地に建物等の物件が存していても存しないものとして、正常な状態での取引事情の下に当該土地の客観的な交換価値を表す価格とする。

(57) 土地評価の基準

土地評価の基準は、共通仕様書の定めによるほか、土地改良事業用地事務処理要領（平成11年7月13日付け11構改D第478号構造改善局長通知）第45条第1号の土地取得価格等基準書作成要領に基づき行う。

(58) 残地等に関する損失の補償額の算定

残地等の補償額を算定する場合において、残地等の売却損率を考慮して算定することが相当であると認めるときは、監督職員と「売却の早急性の程度」を協議し、残地売却損率表を適用して売却損率を定める。

(59) 補償説明

補償内容等の説明は、取得等する土地等の面積、範囲、移転を求める建物等の種別、数量等を示し、土地については評価方法、残地が生ずる場合は残地補償を含めた残地の取扱い方、建物等については移転である旨の補償方針、適用した移転工法、補償額の算定内容及び補償基準等の関係規定等を説明する。

(60) 補償説明の現地踏査等

- ① 現地踏査は、概況ヒアリング後速やかに行うものとし、調査職員から得た各権利者の実情を参考として権利者等に面接し、補償説明を行うことについての協力が得られるよう挨拶を兼ねて協力を依頼する。
- ② 補償説明に当たっては、権利者のほか必要に応じ地元市町村、町会長、集落の区長等に協力を依頼する。

(61) 説明資料の作成等

- ① 区域全体の処理方針は、監督職員から得た各権利者に関する情報及び協力依頼の際の権利者の感触のほか、説明をすべき者、全体の工程等を定める。
- ② 権利者ごとの処理方針は、各権利者の補償対象物件、権利者の年令、職業等の状況等を踏まえ、説明の開始時期、期間、時間帯、説明方法等を定める。
- ③ 権利者に対する説明用資料は、土地の評価方法、残地補償の算定方法、建物等の移転工法と関連移転対象物件、建物等の移転に伴う通常生ずる損失の補償等それぞれの権利者に対する補償内容等に関するものとする。

(62) 権利者に対する説明

権利者に対する補償説明は、起業者が提示する補償金額での契約締結の前提であり、権利者が補償内容や算定方法につき十分に理解し、納得できるように相当程度に具体的かつ詳細に説明を行う必要がある。このことは、行政に求められている「説明責任」の一端を担うものであり、補償説明に当たり、どの程度具体的かつ詳細な説明をするかについては、調査職員と十分に協議するものとする。

(63) 説明後の措置

受注者が補償説明の現状、権利者ごとの経過を監督職員に報告するに当たっては、補償説明記録簿を基に行うこととし、権利者に説明を行った者を立ち合わせるものとする。

第 4 章 成 果 物

(成果物等)

第 8 条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

なお、電子データによる納品の場合は電子納品要領等に基づき取りまとめるものとする。

※ 電子納品がある場合の記載例

成 果 物	数 量	装 丁 等
(1) 地図(写)及び地積測量図(写)	原 図 1 部	筒入れ
(2) 転写連続図	拡張DM 2 部	CD-R
(3) 土地の登記記録調査表	P D F "	"
(4) 建物の登記記録調査表	" "	"
(5) 権利者調査及び相続関係説明図	" "	"
(6) 墓地管理者調査表	" "	"
(7) 墓地使用(祭祀)者調査表	" "	"
(8) 現況実測平面図	" "	"
(9) 横断面図	" "	"
(10) 公共用地境界確定図書等	正副各 1 部	綴じ込み
(11) 土地境界確認書	"	"
(12) 用地実測図原図	原 図 1 部	筒入れ
	複写図 2 部	製 本
	データファイル 2 部	CD-R
(13) 用地平面図等 ① 土地取得及び(区分)地上権設定図(所管換等図面を含む。) ② 土地使用図 ③ 境界点番号図	原 図 1 部	筒入れ
	複写図 2 部	製 本
	データファイル 2 部	CD-R
(14) 土地調書	正副各 1 部	綴じ込み
(15) 土地調査表	P D F 2 部	CD-R
(16) 登記嘱託書(案) ① 所有権移転登記 ② 地上権設定登記 ③ 分筆登記 ④ 相続登記 ⑤ 土地表示登記 ⑥ 保存登記 ⑦ 登記名義人表示変更・更正登記 ⑧ 地積変更・更正登記 ⑨ 地図訂正申出書 ⑩ 合筆登記	一 式	個別封筒入
(17) 地積測量図等	"	"
(18) 建物等配置図	P D F 2 部	CD-R
(19) 法令に基づく施設改善調査書	" "	"
(20) 木造建物の図面	" "	"
(21) 木造建物の調査書	" "	"
(22) 木造特殊建物の図面	" "	"
(23) 木造特殊建物の調査書	" "	"
(24) 非木造建物の図面	" "	"
(25) 非木造建物の調査書	" "	"
(26) 機械設備の図面	" "	"
(27) 機械設備の調査書	" "	"

成 果 物		数 量	装 丁 等
(28) 生産設備の図面	P D F	2 部	C D - R
(29) 生産設備の調査書	//	//	//
(30) 附帯工作物の調査書(工作物調査表)	//	//	//
(31) 庭園の調査書(工作物・立竹木調査表)	//	//	//
(32) 墳墓の図面	//	//	//
(33) 墳墓の調査書 (墳墓・工作物・立竹木調査表)	//	//	//
(34) 立竹木の図面	//	//	//
(35) 立竹木の調査書 (立竹木調査表、用材林調査表)	//	//	//
(36) 施設改善費用に係る運用益損失 額算定調査書	//	//	//
(37) 木造建物推定再建築費積算調査書	//	//	//
(38) 木造建物移転料算定調査書	//	//	//
(39) 木造特殊建物推定再建築費積算調査書	//	//	//
(40) 木造特殊建物移転料算定調査書	//	//	//
(41) 非木造建物推定再建築費積算調査書	//	//	//
(42) 非木造建物移転料算定調査書	//	//	//
(43) 照応建物の計画概要表及び面積 比較表	//	//	//
(44) 照応建物の図面	//	//	//
(45) 照応建物推定再建築費積算調査書	//	//	//
(46) 機械設備補償額算定調査書	//	//	//
(47) 生産設備補償額算定調査書	//	//	//
(48) 附帯工作物補償額算定調査書	//	//	//
(49) 庭園補償額算定調査書	//	//	//
(50) 墳墓補償額算定調査書	//	//	//
(51) 立竹木補償額算定調査書(又は用 材林補償額算定調査書)	//	//	//
(52) 営業の調査書(営業調査表)	//	//	//
(53) 居住者等の調査書(居住者等調査表)	//	//	//
(54) 動産の調査書(動産調査表)	//	//	//
(55) 営業補償額算定調査書	//	//	//
(56) 仮営業所設置費用算定調査書	//	//	//
(57) 動産移転料算定調査書	//	//	//
(58) 消費税等の取扱いに関する調査	//	//	//
(59) 予備調査に係る工場等の企業内 容等の調査書	//	//	//
(60) // 配置図	//	//	//
(61) // 建物及び機械設備等の図面	//	//	//
(62) // 移転計画案	//	//	//
(63) // 照応建物の推定再建築費積算調査書	//	//	//

成 果 物		数 量	装 丁 等
(64) // 移転計画案の補償概算額算定調査書	P D F	2 部	C D - R
(65) 企業内容等の調査書 (企業概要書)	//	//	//
(66) 移転工法案	//	//	//
(67) 同一状況地域区分図	//	//	//
(68) 土地取引事例地調査表	//	//	//
(69) 収益事例調査表及び造成事例調査表	//	//	//
(70) 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面	//	//	//
(71) 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表	//	//	//
(72) 公示地及び基準地の選定調査表	//	//	//
(73) 標準地調査書	//	//	//
(74) 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書	//	//	//
(75) 残地補償額算定調査書	//	//	//
(76) 補償説明資料	//	//	//
(77) 補償説明記録簿		正副各 1 部	綴じ込み
(78) 事前調査書等 ① 調査区域位置図 ② 調査区域平面図 ③ 建物等調査一覧表 ④ 建物等調査書 ⑤ 損傷調査書 ⑥ 写真集	P D F	2 部	C D - R
(79) 事後調査書等	//	//	//
(80) 費用負担額算定調査書	//	//	//
(81) 費用負担説明資料	//	//	//
(82) 費用負担説明記録簿		正副各 1 部	綴じ込み
(83) 騒音測定結果一覧表	P D F	2 部	C D - R
(84) 振動測定結果一覧表	//	//	//
(85) 井戸調査表	//	//	//
(86) 事業認定申請図書			綴じ込み
(87) 裁決申請図書			綴じ込み
(88) 明渡裁決申立図書			//
(89) 物件調査書	P D F	2 部	C D - R
(90) 保安林解除申請図書			綴じ込み
(91) 国有林野の使用申請図書			//
(92) 完了図書			//
	P D F		C D - R
(93) 漁業権等調査表等	//	2 部	//
(94) 河川模式図	//	//	//
(95) 魚種別生息分布図	//	//	//
(96) 漁場利用図	//	//	//
(97) 漁業権設定範囲図	//	//	//

第5章 そ の 他

(打合せ)

第9条 本業務の実施のあたっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、打合せ場所は〇〇〇〇〇事務所とする。

- (1) 業務に着手するとき。
- (2) 業務の中間〇〇〇〇回
- (3) 成果のとりまとめの段階

(疑義)

第10条 本特記仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、調査職員の指示を受けるものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係わる業務業務（以下単に「業務」という。）の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受託者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報はを契約の目的以外のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏洩、き損及び滅失の防止)

第5条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏洩、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第6条 受託者は、業務に従事している者に対して、在職中及び在職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還)

第7条 受託者は、業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料は、業務完了直後直ちに返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受託者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその取扱を委託してはならない。

(指示及び報告等)

第10条 発注者は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第11条 受託者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

※個人情報取扱事務の委託基準（平成8年12月18日私文第434号総務部長通知，平成19年3月28日一部改正県情公第64号総務部長通知）による。

換地を伴う土地改良事業の確定測量業務の経費算定基準について。

平成14年3月25日13農振第3139号
(最終改正 平成30年5月 8日30農振第 47号)

農林水産省農村振興局計画部長 から

各地方農政局農村振興部長
北海道開発局農業水産部長
沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長 } あて

換地を伴う土地改良事業の確定測量業務の経費算定基準について（平成14年3月25日付け13農振第3139号農林水産省農村振興局計画部長・整備部長連名通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成30年7月1日以降の契約に係る業務から適用することとしたので御了知願いたい。

なお、貴局管内の府県に対しては、貴局から通知されたい。

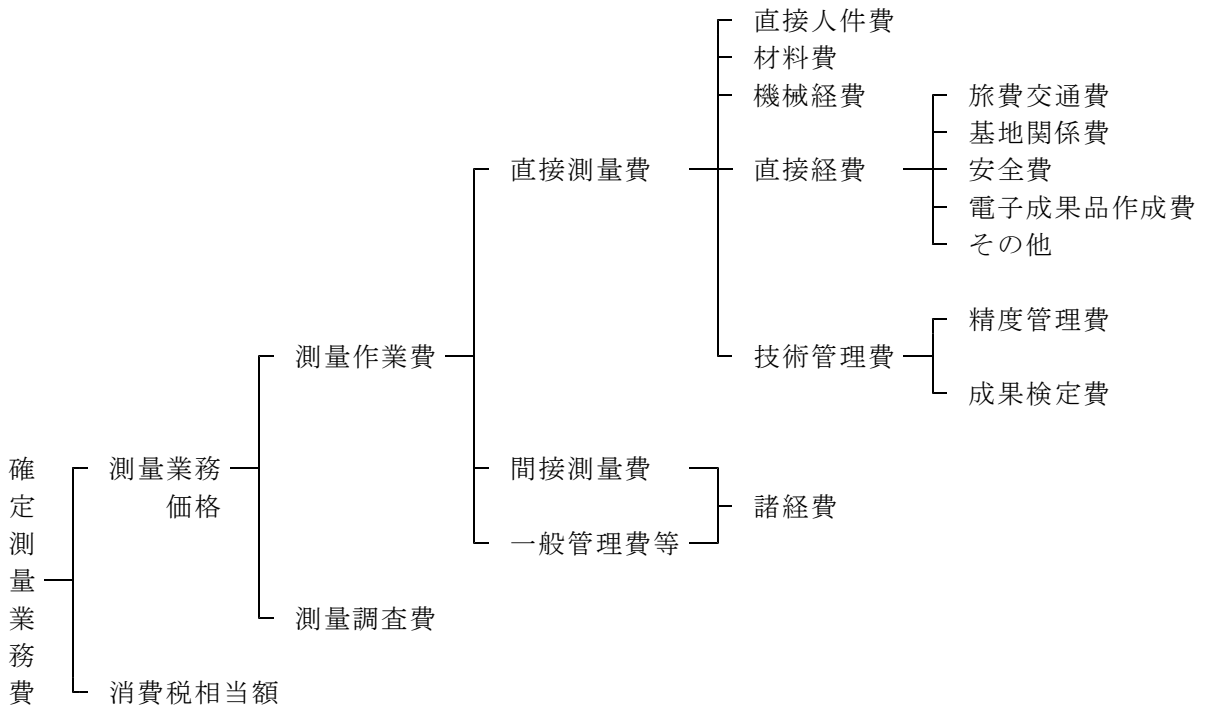
換地を伴う土地改良事業の確定測量業務の経費算定基準

1 適用範囲

この基準は、換地を伴う区画整理事業（土地改良法第2条第2項第2号の事業をいう。）地区に係る確定測量業務を請負（委託を含む。）により実施する場合に適用するものとする。

2 確定測量業務費の構成

確定測量業務費の構成は、次のとおりとする。



3 確定測量業務費構成費目の内容

3-1 測量作業費

測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

(1) 直接測量費

直接測量費は、測量作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費、直接経費及び技術管理費で構成する。

1) 直接人件費

直接人件費は、測量の実施に必要な技術者に要する費用（作業打合せ及び現場作業等の旅行日に係るものを含む）である。

2) 材料費

材料費は、測量の実施に必要な杭、用紙その他の材料に要する費用である。

3) 機械経費

機械経費は、測量の実施に必要な機械の使用に要する費用である。

4) 直接経費

直接経費は、旅費交通費、基地関係費、安全費、電子成果品作成費及びその他で構成する。

① 旅費交通費

旅費交通費は、測量作業及び打合せを実施するために必要な宿泊及び移動に要する費用である。

② 基地関係費

基地関係費は、測量作業を実施するための基地の設置又は基地の使用に要する費用である。

③ 安全費

安全費は、測量作業において必要な安全対策に要する費用で、交通整理等に要する費用及びその他の安全対策に要する費用である。

④ 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品の作成に要する費用である。

⑤ その他

その他は、器材運搬、伐木補償、印刷製本及び車借上料等に要する費用である。

5) 技術管理費

技術管理費は、精度管理費と成果検定費で構成する。

① 精度管理費(「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」(平成10年3月31日付け10構改B第210農林水産省構造改善局長通知)の別紙1「確定測量要領」(以下「確定測量要領」という。)第16条及び第17条関係)

精度管理費は、精度管理費表等の作成、点検測量及び機器の検定等に要する費用である。

② 成果検定費(確定作業要領第18条関係)

成果検定費は、高精度を要する測量成果等の検定に要する費用である。

なお、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。

(2) 間接測量費

間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含むものである。

なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益で構成する。

なお、一般管理費等は、間接測量費と合わせて諸経費として計上する。

1) 一般管理費

一般管理費は、当該測量業務を実施する企業の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

2) 付加利益

付加利益は、測量業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。

3-2 測量調査費

測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査、計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を必要とする測量業務の費用である。

3-3 消費税相当額

消費税相当額は、測量業務価格に対する消費税相当額である。

4 確定測量業務費の積算

確定測量業務費は、次の積算方式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{確定測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{ (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \\ \text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{ (\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費}) \} \times \{ 1 + (\text{諸経费率}) \} \\ &\quad + (\text{成果検定費}) \end{aligned}$$

(1) 測量作業費

1) 直接測量費

当該測量作業に必要な直接測量費を積上げて算定する。

直接測量費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

① 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

ア 所要人員

所要人員については、5によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

イ 基準日額

基準日額は、農林水産省農村振興局長が別に定める「調査設計業務等の技術者基準日額」によるもののほか、実情に即した賃金を採用するものとする。

② 材料費

材料費の算定は、5に示す直接人件費に対する割合による方法又は、材料の数量に材料の価格を乗じて求める方法とする。

ア 材料の数量

材料の数量は、標準使用量に運搬貯蔵及び施工中の損失量を実情に応じて加算するものとする。

イ 材料の価格

材料の価格は、実情に即した価格を採用するものとする。

③ 機械経費

機械経費の算定は、「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について」（昭和58年2月28日付け58構改D第147号農林水産省構造改善局長通知）の別表第1「土地改良事業等一般機械損料算定表」、「測量業務等の機械経費について」（平成13年3月29日付け12農振第1975号農林水産省農村振興局長通知）の別紙「測量器械等損料」及び5によるほか、適正と認められる実績又は損料により算定する。

④ 直接経費

当該測量に必要な直接経費を積上げて算定する。

2) 諸経費

諸経費は、直接測量費（成果検定費を除く）を対象とし、「測量業務の価格積算基準の制定について」（平成5年3月25日付け5構改D第155号農林水産省構造改善局長通知）の4の4-1の（2）の別表-1により求めた諸経費率を乗じて得た額とする。

(2) 測量調査費

測量調査費は、農林水産省農村振興局長が別に定める「設計業務の価格積算基準」に準じて積算する。

(3) 消費税相当額

消費税相当額は、測量業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

5 確定測量業務標準歩掛

5-1 使用に当たっての留意事項

- (1) 本歩掛は、標準的な作業内容による場合の所要人員等を各々の工種毎に設定したものである。
したがって、作業条件等によって業務の内容が異なり、本歩掛により難しい場合は、作業条件等を勘案し、適正と認められる実績又は資料によるものとする。
- (2) 測量作業は、農林水産省農村振興局長が別に定める「測量作業規程」及び確定測量業務の手引き（宮城県）に準拠するものとする。
- (3) 測量作業の実実施計画を作成する場合、基本測量、公共測量が他官公庁等で実施済であるか否かについて十分調査検討し、測量作業の重複を避けるよう努めるものとする。これらについての掌握及び助言は国土地理院が行っている。

5-2 職種

測量作業における技術者の職種区分は次表のとおりとし、その基準日額は別に定める。

(表5-1)

職 種	技 術 経 歴
測 量 主 任 技 師	測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。また、業務の計画及び実施を担当する技術者で、測量技師等を指揮、指導する者。
測 量 技 師	測量士で測量上級主任技師又は測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
測 量 技 師 補	上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
測 量 助 手	測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
測 量 補 助 員	測量技師又は測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。

5-3 打合せ歩掛

作業打合せにおける打合せ一回当たりの標準配置人員

(表5-2)

打合せ時間	職 種	測量主任技師	測量技師	測量技師補	備 考
着 手 前		(1)	1	1	
中 間			(1)	(1)	現場作業期間中は原則として計上しない。
〃 (必要な作業工程段階)			1	1	内業期間中
最 終		(1)	1	1	

注 (1) () は、必要に応じ計上する。

- (2) 本標準配置人員は、現場条件及び作業内容等により必要に応じて適宜増減することができる。
- (3) 打合せ日数、打合せ回数は、現場条件及び作業内容等により決定する。
- (4) 打合せ当日以外の旅行日数は、必要に応じて別途計上する。
- (5) 打合せに係る作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれによりがたい場合は0.5日単位で計上することができる。

5-4 連絡車（ライトバン）運転歩掛

各測量作業歩掛に示す連絡車（ライトバン）の1台日当たり運転歩掛は、次表を標準とする。

(表 5 - 3)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ガソリン		L	5.2	2.6(L)×2(h)
損 料	ライトバン1500cc	日	1	土地改良事業機械損料算定表による。
〃		時間(h)	2	

5 - 5 直接測量費の作業条件による補正と積算

直接測量費の作業条件による補正と積算は、次による。

作業条件による補正は、各測量作業歩掛に示す作業条件（地形、地形、筆界数点等）により変化率で補正する。

- 1) 変化率は、相互に独立であると仮定し、代数和の形で種々の条件を取り入れる。直接作業費単価は各条件に対応する変化率の代数和に1を加えた値を標準単価に乗じて決める。

ここでいう標準単価は直接測量費のうち、各種標準歩掛等によって得られる単価である。

- 2) 変化率は、それぞれの作業条件における標準値を示すもので、おのずから若干の幅がある。したがって、適用に当たっては測量作業の諸条件を十分加味して積算する。

2) 測量作業の種類と変化率

(表 5 - 4)

測 量 作 業 の 種 類			地域差による変化率	筆界点数による変化率
確定測量	確定基準点測量	1 級確定基準点測量	○	
		2 級確定基準点測量	○	
		3 級確定基準点測量	○	
		4 級確定基準点測量	○	
		地上埋設（上面舗装） 3 級、4 級確定基準点埋設	○	
	境 界 調 査			○
	一 筆 地 測 量			○
	地 積 測 定			○
	確定図の作成			○

4) 確定基準点測量作業の変化率

確定基準点測量作業の変化率は、地域差による変化率(表 5 - 5)を適用する。

(表 5 - 5) 地域差による変化率

地域/地形	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地
大市街地	+0.1			
市街地甲	+0.1			
市街地乙	0.0	0.0		
都市近郊	0.0	0.0		
耕 地	0.0	-0.1	+0.1	
原 野	0.0	-0.1	0.0	+0.1
森 林	+0.1	0.0	+0.2	+0.3

地域区分は次のとおりとする。

① 地域による分類

- (ア) 大市街地 人口100万人以上の大都市の中心部 (家屋密度90%程度)
- (イ) 市街地 (甲) 人口50万人以上の大都市の中心部 (家屋密度80%程度)
- (ウ) 市街地 (乙) 上記以外の都市部 (家屋密度60%程度)
- (エ) 都市近郊 都市に接続する家屋の散在している地域(家屋密度40%程度)
- (オ) 耕地 耕地及びこれに類似した所で、農地でなくともこの中に含む (家屋密度20%程度以下)

- (カ) 原野 木が少なく見通しの良い所
- (キ) 森林 木が多く見通しの悪い所

② 地形による分類

- (ア) 平地 平坦な地域
- (イ) 丘陵地 ゆるやかな起伏のある地形
- (ウ) 低山地 相当勾配のある地形、あるいは標高1,000m未満の山地
- (エ) 高山地 急峻な地形、あるいは標高1,000m以上の山地

5) 境界調査、一筆地測量、地積測定、確定図の作成の変化率

境界調査、一筆地測量、地積測定、確定図の作成の変化率は、筆界点数による変化率(表5-6)を適用する。

(表5-6) 筆界点数による変化率

100ha当たり 筆界点数	~2,000	2,000~ 4,000	4,000~ 6,500	6,500~ 11,500	11,500~
変化率	-0.3	0	+0.2	+0.5	+0.7

5-6 安全費の積算について

安全費は、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要な経費であり、現場条件により、次に示す(1)又は(2)により算出した額とする。

なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをものをいう。

- (1) 交通誘導員に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率(表5-7)を用いて次式により算出する。

$$\text{安全費} = \{(\text{直接作業費}) - (\text{往復経費}) - (\text{成果検定費})\} \times (\text{安全費率})$$

(注) (1)直接測量費は、安全費を含まない費用である。

(2)往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費用及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。

安全費率は下記を標準とする。

(表5-7)

地域	大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)・都市近郊	その他
場所				
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

(注) 地域が重複となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。

- (2) (1)により難しい場合、及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

5-7 電子成果品作成費の積算

電子成果品作成費は、電子成果品の作成に要する費用であり、次の式により算出する。

ただし、これにより難しい場合は別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費} = 2.3 \times (\text{直接人件費})^{0.44}$$

- (注) (1) 電子成果品作成費の上下限については、上限170千円、下限10千円とする。
 (2) 電子成果品作成費の算出に当たって、直接人件費は千円未満を切り捨てるものとする。
 (3) 算出された電子成果品作成費は、千円未満を切り捨てるものとする。
 (4) 直接人件費については、打合せに係る直接人件費を含む。

5-8 精度管理費の積算について

精度管理費は、当該測量項目の直接測量費のうち直接人件費、労務費及び機械経費の合計額に、表5-8の精度管理費係数を乗じて算出する。

$$\text{精度管理費} = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{機械経費}) \} \times (\text{精度管理費係数})$$

(表5-8) 精度管理費係数表

測 量 作 業 種 別		精度管理費係数
確 測 基準点測量	1級確測基準点測量	0.10
	2級確測基準点測量	0.09
	3級確測基準点測量、基準点埋設	0.09
	4級確測基準点測量、基準点埋設	0.09
一筆地測量		0.09

5-9 確定測量標準作業歩掛

(表5-9) 確定測量作業の種類

測量作業の種類	標準作業量	作 業 条 件	備 考
確測基準点測量	1級確測基準点測量	新設点 5点	平地、耕地
	2級確測基準点測量	新設点 10点	平地、耕地
	3級確測基準点測量	新設点 20点	平地、耕地
	4級確測基準点測量	新設点 35点	平地、耕地
	地上埋設 (上面舗装)	新設点 10点	平地、耕地
	3級、4級 基準点測量	新設点 10点	平地、耕地
境 界 調 査		100ha	筆界点数2,000~4,000点
一 筆 地 測 量	数値法	100ha	筆界点数2,000~4,000点
地 積 測 定	座標法	100ha	筆界点数2,000~4,000点
確 定 図 の 作 成	数値法	100ha	筆界点数2,000~4,000点

確定測量業務の注文書等（例）について示されたい。

1 注文書表紙(例)

	注 文 書		
業 務 名	H△△ ○○地区（略事業名）-○○○号		
	○ ○ ○ ○ ○ 確定測量業務		
業 務 場 所	○ ○ ○ 地内		
		紙 数 表紙共 ○ 枚	
		図 面 ○ 葉	

2 特記仕様書（例）

○ ○ ○ ○ ○ 確定測設業務 特記仕様書

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 - 1 条 本業務は、「宮城県農業農村整備事業等測量作業規程（最終承認番号平成○年○月○日付け国地第○号）」及び「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について（最終承認番号平成○年○月○日付け農振第○号）」並びに「宮城県農業農村整備事業等測量業務共通仕様書（平成○年○月○日付け農村第○号）」によるほか、この特記仕様書により実施するものとする。
 なお、上記共通仕様書等は、宮城県農林水産部農村振興課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin>）に掲載しているので参照すること。

（目 的）

第 1 - 2 条 本業務は、○○○事業○○○地区の換地処分事務に必要な資料を得るための測量を行うものである。

（場 所）

第 1 - 3 条 本業務の実施位置は、○○地内で、別紙位置図に示すとおりである。

（業務概要）

第 1 - 4 条 本業務の概要は、下記のとおりである

1. 確定測量 A=○○○h a

(一般事項)

第1-5条 本業務の一般事項は、次のとおりである。

1. 測量作業に使用する基準点は、調査職員と打合せを行い、指示を受けること。
2. 作業実施の順序、方法等は調査職員と綿密な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図ること。
3. 伐採は必用最小限とし、有価木は樹種、寸法、数量、所有者名を整理し伐採前後の状況を写真整理すること。
4. 有価木は、発注者で補償する。但し、事前に調査職員と打合せ済みのものに限る。

第 2 章 作 業 条 件

(基本条件)

第2-1条 本業務の作業の基本条件は、下記のとおりである

1. 作業区域 別添計画平面図のとおり
2. 作業面積 $A = \bigcirc \bigcirc \text{ h a}$
3. 精度区分 甲三 (乙一)
4. 縮 尺 1/500 (1/1000)
5. 測量方法 平面直角座標法に基づく数値法

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は下記のとおりである。

1. 計画平面図 ○ 枚
2. 換地計画図 ○ 枚
3. 測量成果記録の謄本写 一 式
4. 公共測量実施計画書写 一 式
5. 地区境界確認関係資料 ○ 冊

(作業規程、貸与資料等の取扱い)

第2-3条

1. 適用作業規程等の適用基準で、相互に矛盾に矛盾がある場合や字句の解釈に疑義が生じた場合は、事前に調査職員の指示を受けること。
2. 本業務作業中に規程等が改訂された場合は、事前に調査職員の指示を受けること。
3. 第2-2条に示す貸与資料で作業し難い場合は、事前に調査職員と事前に協議すること。
4. 第2-2条に示す貸与資料はこの作業終了後一括して速やかに返納しなければならない。

(成果の検定)

第2-4条 1・2級確測基準点測量成果は、公益社団法人日本測量協会技術センターの検定を受け、同センターが発行する検定証明書及び基準点測量成果品検定記録書を提出すること。

第 3 章 作 業 内 容

(作業内容)

第 3 - 1 条 本業務における作業内容は下記のとおりである。

項 目	測 量 作 業 内 容	数 量
境界調査	事業区域界，市町村界，地番区域界，一筆地の境界等を資料に基づき現地に境界杭を設置する	〇〇 h a
2 級確測 基準点測量	電子基準点，基本三角点，公共測量により設置された基準点及び 2 級確測基準点を与点とし，2 級確測基準点を設置する	〇点
3 級確測 基準点測量	電子基準点，基本三角点，公共測量により設置された基準点及び 2 級確測基準点を与点とし，3 級確測基準点を設置する	〇点
4 級確測 基準点測量	電子基準点，基本三角点，公共測量により設置された基準点及び 2・3 級確測基準点を与点とし，4 級確測基準点を設置する	〇点
一筆地測量	境界調査の資料に基づき，確測基準点等を基礎として，数値法で行う。	〇〇 h a
地積測量	一筆地測量の成果を使用し，現地座標法により地積を測定する。	〇〇 h a
確定図の作成	自動図化機を用い，確定測量図，筆界点番号図，平板確定図，複製図を作成する。	〇〇 h a

(作業計画書の作成)

第 3 - 2 条 受託者は作業計画書を作成し，調査職員の承諾を得るものとし，記載する事項は下記のとおりとする。

1. 業務場所
2. 業務工程計画表
3. 業務の班編制及び業務分担責任者名
4. 業務打合せ予定日及び主要打合せ事項
5. 業務内容・方法及び使用機材の名称・規格
6. その他（安全管理）

(作業留意事項)

第 3 - 3 条 測量作業上，特に留意する事項は下記のとおりである。

1. 境界調査

境界杭の設置に際しては，当該土地の所有者（管理者）若しくは換地委員等関係役員の立会いを得ること。
2. 確測基準点測量
 - (1) 確測基準点を事業区域外に設置する場合は，土地関係者の承諾を得ること。
 - (2) 受託者は確測基準点の設置位置が決定した場合は，基準点配置図を作成し調査職員に提出すること。
3. 確定図の作成

確定測量図・筆界点番号の縮尺，図面サイズについては，調査職員と協議すること。

(資料材料)

第3-4条 使用材料は下記のとおりである。

種 別	材料形状 (単位cm)	塗装区別	摘 要
2級確測基準点	コンクリート杭 12×12×70		
3級確測基準点	プラスチック杭 7×7×60		
4級確測基準点	〃 7×7×60		
一筆地境界杭	〃 4.5×4.5×45		
基準点網図	ポリエステルフィルム #400		
確定測量図	〃 〃		
筆界点番号図	〃 〃		

第 4 章 打 合 せ

(打合せ)

第4-1条 打合せは、概ね下記の段階で行うものとする。

- (1) 測量作業開始前
- (2) 計画準備が完了し、境界調査に着手する時
- (3) 地積測定が完了し、確定図を作成する時
- (4) 確定図の作成が完了した時
- (5) 測量作業終了時
- (6) その他疑義が生じた時

第 5 章 成 果 品

(成果品)

第5-1条 成果品は下記のとおりとする。

番号	項 目	部 数		備 考
		原 稿	コピー	
1	報告書	1	1	業務の概要等
2	2級確測基準点成果簿	1		成果簿, 観測手簿, 計算簿, 点の記
3	3級確測基準点成果簿	1		成果簿, 観測手簿, 計算簿
4	4級確測基準点成果簿	1		成果簿, 観測手簿, 計算簿
5	一筆地測量成果簿	1		成果簿, 観測手簿, 計算簿
6	地積測定成果簿	1		成果簿, 計算簿
7	網図	1	1	2級, 3級, 4級確測基準点測量
8	確定測量図(仮作図)	1	1	
9	筆界点番号図	1	1	
10	電子媒体	1		

- 1 提出書類に使用する用紙は特別な事情を除き再生紙を使用するものとし、再生紙は古紙配合率70%以上、白色度70%以下、非塗工（塗工用紙の場合は、塗工量が両面で30g/m²以下）のものを使用すること

(成果品の装丁等)

第5-2条 成果品の装丁等は下記によるものとする。

- (1) 図面の整飾、諸元の貼込み等については、調査職員と打合せること。
- (2) 電子媒体はCD-Rとする。

第 6 章 そ の 他

(国土調査法の認証)

第 7-1 条 国土調査法第 19 条第 5 項の成果の認証に準ずる指定を受けるので。調査職員と協議すること。

(契約の変更)

第 7-2 条 委託契約書に規定する発注者受注者協議事項は下記のとおりとする。

- (1) 第 2-1 条に示す「基本条件」，第 3-1 条に示す「作業項目」「数量」に変更が生じた場合
- (2) 第 5-1 条に示す「成果品の内容及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 履行期間に変更が生じた場合
- (4) その他

第 7-3 条 作業中における関係者からの要望意見等は単独処理することなく，速やかに調査職員に報告し指示を受けること。

(暴力団等の排除について)

第 7-4 条

- (1) 受注者は，この業務の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。
なお，受注者が対象業務の一部について再委託契約等を締結する場合は，当該再委託の受注者も同様な業務を負う旨を定めなければならない。
- (2) 受注者は，上記理由により履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは，必要に応じて，工程の調整，工期の延長等の措置を講じる。